

山口大学

目 次

I	認証評価結果	2-(18)-3
II	基準ごとの評価	2-(18)-4
	基準1 大学の目的	2-(18)-4
	基準2 教育研究組織	2-(18)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(18)-10
	基準4 学生の受入	2-(18)-15
	基準5 教育内容及び方法	2-(18)-19
	基準6 学習成果	2-(18)-33
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(18)-36
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(18)-42
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(18)-46
	基準10 教育情報等の公表	2-(18)-52
<参 考>		2-(18)-55
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(18)-57
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(18)-58
iii	自己評価書等	2-(18)-61

I 認証評価結果

山口大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員の業績評価を実施し、その結果を昇給、勤勉手当等に参考資料として活用している。また、平成24年度に特別貢献手当を創設し、教職員の勤務意欲の向上を図っている。
- 外国人留学生を受け入れるため、大学院課程において、特別コース等を設置し、全科目英語による教育課程を編成している。また、ダブル・ディグリーを推進し、協定校は東・東南アジア7校に拡大している。
- 平成24年度に文部科学省「グローバル人材育成推進事業」において「国際技術者としての基礎力と海外企業で働く自信を持つ人材」を育成するプログラムに採択され、学生を海外に派遣している。
- 平成26年度に文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に採択され、アクティブ・ラーニングの推進と学修成果可視化モデルの構築に取り組んでいる。
- メディア基盤センターにおいて情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、ISO/IEC27001の認証を取得するなど、情報セキュリティの質保証に努めている。
- 平成24年度に文部科学省「留学生交流拠点整備事業」に採択され、支援期間終了後も日本企業文化理解講座の開催、留学生への就職支援を行っている。
- 教育（共有）について様々な観点から語り合う教職員・学生参画型の「共有ワークショップ」をOD（Organizational Development）と位置付けて実施している。
- 職員の国際化への意識及び能力の向上を目的としたSD活動として、海外大学へ派遣するSD研修を定着させている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成27年度に、短期間の海外語学研修と1年間の海外留学を必須とする国際総合科学部を新設しており、今後の進捗が期待される。
- 平成27年度に文部科学省COC+に採択され、地域志向型の教育プログラムの構築を目指している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の一部の編入学においては、入学定員充足率が低く、大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。
- 成績評価に対する異議申立てが、一部の学部、及びすべての研究科において、学生と教員の個別対応となっており、制度として整備されているとはいえない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の理念及び目的を、学則第3条において「本学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に、地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を実践し、地域に生き、世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする」と定めている。

大学憲章では「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場の創造、共同・共育・共有精神の涵養、公正・平等・友愛の尊重」を基本理念に掲げ、教育と研究の目標を定めている。これらの理念及び目的に基づき、各学部規則に学部ごとの人材養成に関する目的とその他の教育研究上の目的を規定している。

また、「山口大学国際化推進宣言」（平成24年度）では、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」の理念のもと、未来の世界をリードする人材の育成に全力で取り組むという国際化に対する基本方針を明確にしている。

さらに、これらの理念及び目的の具現化のため、10年後のグローバル化や少子高齢化、社会経済状況の変化を見据えて、教育、研究、地域連携、グローバル化のそれぞれの視点から中長期目標として「明日の山口大学ビジョン2015」を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学の理念と目的に沿って、大学院学則第2条において「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。

大学院においても、大学憲章、「山口大学国際化推進宣言」及び「明日の山口大学ビジョン2015」を基本とし、各研究科規則において、研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を規定している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成24年に「山口大学国際化推進宣言」を定め、国際化に対する基本方針を明確にするとともに、平成27年に10年後のグローバル化や少子高齢化、社会経済状況の変化を見据えて、教育、研究、地域連携、グローバル化のそれぞれの視点から中長期目標を「明日の山口大学ビジョン 2015」に定め、公表している。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学の理念及び目的を達成するために、次の9学部22学科1課程を編成している。

- ・ 人文学部（2学科：人文社会学科、言語文化学科）
- ・ 教育学部（1課程：学校教育教員養成課程）
- ・ 経済学部（3学科：経済学科、経営学科、観光政策学科）
- ・ 理学部（4学科：数理科学科、物理・情報科学科、生物・化学科、地球圏システム科学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 工学部（7学科：機械工学科、社会建設工学科、応用化学科、電気電子工学科、知能情報工学科、感性デザイン工学科、循環環境工学科）
- ・ 農学部（2学科：生物資源環境科学科、生物機能科学科）
- ・ 共同獣医学部（1学科：獣医学科）
- ・ 国際総合科学部（1学科：国際総合科学科）

平成27年4月には、国際的な視野での問題解決能力を持ち、国内外の様々な分野で活躍する人材を養成する国際総合科学部の設置とともに、教育学部では、学校教育教員養成課程に特化する体制、経済学部では、社会の要請に即応する体制にそれぞれ改組している。

平成24年度に設置した鹿児島大学との共同獣医学部は、両大学の得意とする分野を活かした相互補完による共同教育体制により、教育課程を実施している。さらに、国立大学改革強化推進事業として、国立獣医系4大学（山口大学、帯広畜産大学、北海道大学及び鹿児島大学）連携に加わって、欧米水準の獣医学教育実施に向けた体制構築を進めている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育（「共通教育」と呼称。）については、教育学生担当副学長を機構長とする大学教育機構を中心に運営・実施している。平成25年度からは全部局責任体制とし、各部署が責任を持って、担当する共通教育科目の構築、担当教員の選任、授業内容の改善等を行い、大学教育機構がこれを統括する体制になっている。共通教育の基本方針は、教育学生担当副学長、大学教育機構の各センター長、各学部の評議員又は副学部長等で組織する教学審議会にて審議し、教育学生担当副学長、大学教育機構の各センター長、各学部の教務担当教員等で組織する教学委員会において、基本的方針に基づく具体的措置を審議している。具体

的な業務の実施については、大学教育センターが担っており、センター内に企画・改善及び円滑な実施を図るための教育企画・実施部及び授業科目別部会を設けて、共通教育の実施体制を支えている。

キャンパスは、本部（吉田地区（山口市））、医学部（小串地区（宇部市））、工学部（常盤地区（宇部市））の3地区に分かれているが、全学部1年次生の共通教育授業科目の大部分は本部（吉田地区）で開講している。医学部及び工学部向け授業科目の一部はそれぞれの地区で開講されているが、それらの科目の実施については、授業担当教員が吉田地区と小串・常盤地区間を移動して対応している。平成26年度の両キャンパスを移動した延べ教員数は1週間当たり前期79人、後期84人である。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程の目的を達成するための教育研究組織は次の9研究科33専攻から構成されている。

- ・ 人文科学研究科（修士課程2専攻：地域文化専攻、言語文化専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：学校教育専攻、教科教育専攻）
- ・ 経済学研究科（修士課程2専攻：経済学専攻、企業経営専攻）
- ・ 医学系研究科（医学博士課程2専攻：システム統御医学系専攻、情報解析医学系専攻）
（博士前期課程3専攻：応用医工学系専攻、応用分子生命科学系専攻、保健学専攻）
（博士後期課程3専攻：応用医工学系専攻、応用分子生命科学系専攻、保健学専攻）
- ・ 理工学研究科（博士前期課程10専攻：数理科学専攻、物理・情報科学専攻、地球科学専攻、機械工学専攻、社会建設工学専攻、物質化学専攻、電子デバイス工学専攻、電子情報システム工学専攻、感性デザイン工学専攻、環境共生系専攻）
（博士後期課程5専攻：自然科学基盤系専攻、システム設計工学系専攻、物質工学系専攻、情報・デザイン工学系専攻、環境共生系専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程1専攻：生物資源科学専攻）
- ・ 東アジア研究科（博士課程1専攻：東アジア専攻）
- ・ 技術経営研究科（専門職学位課程1専攻：技術経営専攻）
- ・ 連合獣医学研究科（博士課程1専攻：獣医学専攻）

なお、連合獣医学研究科は、西日本地域の獣医学の基幹的役割を担うことを目指し、鳥取大学、鹿児島大学及び当該大学の各学部獣医学科と附属動物病院・附属動物医療センターを母体として構成し、3大学間の密接な連携体制により教育研究を実施している。また、山口大学は、鳥取大学大学院連合農学研究科の構成大学の一つである。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究の目的を達成するため、全学教育研究施設及び学部・研究科に附属施設、センター等を設置している。全学教育研究施設としては、大学教育センター、アドミッションセンター、学生支援センター、保健管理センター、留学生センター、産学公連携センター、知的財産センター、総合科学実験センター、研究推進戦略部、先進科学・イノベーション研究センター、図書館、メディア基盤センター、埋蔵文化財資料館がある。この内、教育活動を直接担うのは、大学教育センター、留学生センター及び知的財産センターである。

大学教育センターは、共通教育と専門教育を体系的に捉えた教育システムの検討、学生授業評価及び教員授業自己評価の実施、FD・SD研修の企画・実施等を通じて、教育活動全般の改善・充実を図っている。なお、平成26年度に文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に採択され、アクティブ・ラーニングの組織的推進及び学修成果可視化モデルの構築に取り組んでいる。

留学生センターは、外国人留学生への日本語・日本事情教育及び生活指導等を行うとともに、海外留学する学生に対しても修学及び生活の指導を行っており、留学生交流の推進を通して教育活動の国際化を推進している。

知的財産センターは、知的財産教育の開発・実践、知的財産知識の普及・啓発等、知的財産に係る教育活動を行っている。全学部の1年次生に平成25年度から必修化した「知的財産入門」をはじめ、知的財産関係の授業科目を担当している。

学部附属の教育研究施設として、教育学部の6附属学校、医学部の附属病院、工学部の附属ものづくり創成センター、農学部の附属農場及び共同獣医学部の附属動物医療センターが設置されている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法に基づき、学長が主宰し、理事、副学長、学部長、研究科長、病院長、各部局から選出された教授で構成する教育研究評議会を置き、毎月1回開催している。

全学の教学に関する基本方針を検討する組織として、教育学生担当副学長を会長とする教学審議会を置き、教育支援・評価、学生支援、留学生交流、学生募集等に関する基本事項を審議している。平成26年度は11回開催している。また、教育学生担当副学長を委員長とし、大学教育機構の各センター長、各学部から教学に関する事項を中心的に担当する者として選出された教授又は准教授、学生支援部長等で構成する教学委員会を置き、教育支援・評価、学生支援、留学生交流等の実施について審議している。平成26年度は12回開催している。

各学部及び研究科は、学則規定に基づき、学部長又は研究科長が主宰する教授会（連合獣医学研究科を除く。）を置き、教授会規則に基づき、各学部又は各研究科の教授会規則に議事及び運営に関し必要な事項を定め、毎月1回開催して、学生の入学又は卒業及び課程の修了、学位の授与、学生の休学、学生の懲戒、学生の除籍に関する事項並びに学長が別に定める教育研究に関する重要な事項等について審議している。なお、研究科のうち、医学系研究科及び理工学研究科の教授会には代議員会、連合獣医学研究科の研究科委員会には代議委員会を置き、教授会又は研究科委員会から付託された事項を審議している。

各学部・研究科においては、教育課程や教育方法等を検討する委員会等を設け、教務、学務担当の委員や各学科、専攻等から選出された教員で構成し、月1回程度開催し、教育課程の方針、編成、改善や授業計画等を審議している。

鹿児島大学との共同獣医学部においては、共同獣医学部協議会を置き、原則としてネットワーク会議により毎月1回開催し、年度ごとに各1回、双方の大学において対面による会議を開催している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

組織編成の基本的事項は学則及び大学院学則に規定し、学部、学科及び課程、また、大学院には研究科及び専攻に教員組織を編制している。共同獣医学部は鹿児島大学共同獣医学部と共同教育課程を編成し、連合獣医学研究科は鳥取大学農学部及び鹿児島大学共同獣医学部の教員とともに担当又は分担して、教育研究を実施している。なお、農学部は、鳥取大学大学院連合農学研究科の協力校になっている。

教員を配置する講座等については、「山口大学の講座等に関する規則」で規定している。人文学部、教育学部、経済学部、農学部、共同獣医学部及び国際総合科学部では、学部を所属組織とし、関連する研究科の教育も担当している。医学系研究科及び理工学研究科は、大学院重点化を推進するため、教員の所属組織として学域及び分野を組織し、それぞれ研究を行うとともに、学部及び研究科の各教育課程の必要とされる教育を担当している。

学長のリーダーシップの下、教育学生担当副学長を配置し、学部には学部長、副学部長及び学科長、研究科には研究科長、副研究科長及び専攻長を置き、責任体制を明確にして、学部及び研究科が運営されている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 人文学部：専任 42 人（うち教授 21 人）、非常勤 27 人
- ・ 教育学部：専任 84 人（うち教授 47 人）、非常勤 54 人
- ・ 経済学部：専任 62 人（うち教授 35 人）、非常勤 6 人
- ・ 理学部：専任 66 人（うち教授 33 人）、非常勤 21 人
- ・ 医学部：専任 289 人（うち教授 57 人）、非常勤 144 人
- ・ 工学部：専任 153 人（うち教授 61 人）、非常勤 45 人

- ・ 農学部：専任 32 人（うち教授 17 人）、非常勤 8 人
- ・ 共同獣医学部：専任 40 人（うち教授 14 人）、非常勤 9 人
- ・ 国際総合科学部：専任 29 人（うち教授 8 人）、非常勤 1 人

各学部では、教育上主要と認める科目（主に専門必修科目）における専任の教授及び准教授の担当状況は、学士課程全体では92%、学部別では、82%から98%の間にある。なお、英語必修科目（共通教育）における専任の教授及び准教授の担当状況は32%であるが、統一シラバスを作成する等、専任教員で構成する英語部会が責任をもって英語教育を実施している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 21 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 93 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 55 人（うち教授 38 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 28 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士前期課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 64 人（うち教授 47 人）、研究指導補助教員 59 人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員 153 人（うち教授 87 人）、研究指導補助教員 44 人

〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 53 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員 70 人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員 151 人（うち教授 86 人）、研究指導補助教員 41 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 25 人（うち教授 25 人）、研究指導補助教員 58 人
- ・ 東アジア研究科：研究指導教員 35 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 連合獣医学研究科：研究指導教員 69 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 19 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 技術経営研究科：11 人（うち教授 8 人、実務家教員 6 人）

教育学研究科教科教育専攻（修士課程）の各専修においては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を平成 27 年 5 月 1 日時点において「専修」に準用することとすれば、音楽教育専修及び美術教育専修では、定められた教授数をそれぞれ 1 人ずつ下回っている。また、研究指導補助教員数については、理科教育専修 1 人、音楽教育専修 2 人、美術教育専修 1 人、保健体育専修 1 人及び家政教育専修 1 人ずつ定められた必要教員数を下回っている。教育学研究科では、平成 28 年 4 月に組織再編を行い、教職大学院である教職実践高度化専攻を新設し、併せて、既設の学校教育専攻及び教科教育専攻の教育課程と入学定員を見直し、平成 27 年 3 月末に文部科学省へ設置計画書を提出しており、これにより上記の教員数不足を解消する予定である。なお、当面の措置として、平成 27 年度に音楽教育専修に 3 人、美術教育専修に 1 人及び保健体育専修に 1 人の非常勤教員を採用し、学生の教育研究に支障が生じないよう対応している。

平成 27 年 5 月 1 日時点では、医学系研究科博士課程においては、定められた必要教員数を 5 人下回っている。これに対しては、平成 27 年 7 月に 2 人及び 9 月に 1 人の教授を採用し、平成 28 年 2 月に 4 月 1 日付で 1 人の教授を採用することを決定している。残る 1 人についても、平成 28 年 6 月に補充する計画で教員選考の手続きを進めている。なお、医学系研究科においては、平成 28 年 4 月に既設のシステム統御医学系専攻、情報解析医学系専攻、応用医工学系専攻、応用分子生命科学系専攻を医学専攻に一元化する計画をたてており、平成 27 年 5 月に文部科学省に対して手続きを行っている。一元化により、平成 28 年 3 月における教員数で設置基準に定められた必要教員数は確保されることになり、上記の教員数不足は解消される予定である。

その他については、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活性化を図るため、大学教育職員選考に関する基本指針を定め、教員の採用は原則公募制とし、優秀で多様な人材を求める観点から、他大学出身者、女性及び外国人等の任用を積極的に進めることとしている。教員全体における女性教員の比率は 16% である。外国人教員については、平成 22～26 年度の 5 年間の平均で約 33 人 (3.5%) と一定数で推移している。

教員の年齢分布は、25～34 歳 (10%)、35～44 歳 (34%)、45～54 歳 (33%)、55 歳～ (23%) であり、偏りのない分布となっている。

すべての部局の助教及び助手、ゲノム・機能分子解析学分野及び保健学系学域の全分野の講師、理工学研究科の一部のプロジェクトの准教授に任期制を導入し、また、契約教育職員就業制度を構築し任期を付している。任期付となっている教員は、教授 11 人 (3%)、准教授 16 人 (7%)、講師 9 人 (16%)、助教 113 人 (93%) 及び助手 1 人 (20%)、計 150 人 (21%) と全体の 5 分の 1 の教員が対象になっている。また、優秀な若手教員を育成するため、平成 23 年度からテニユアトラック制度を導入している。国際公募を実施し、公正で透明性の高い選考方法により、理工学研究科、医学系研究科、共同獣医学部、農学部で計 8 人の教員を採用し、すべての理系の部局へ普及・定着させている。

平成 24 年度に男女共同参画推進室を設置し、平成 25 年度には、仕事と家庭の両立支援のため、労働基準法や育児・介護法の義務規定により休業及び休暇制度の導入等各種制度の充実を図っている。これらの取組が高く評価され、山口県から「やまぐち子育て応援優良企業」として表彰、「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証されている。また、平成 26 年度に文部科学省「科学技術人材育成費補助事業」において「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」に採択され、女性教員を室長とする「女性研究者支援室」を設置し、平成 27 年度には、学内託児スペースを利用した学童保育の試行的な実施や女性の活躍加速化シンポジウムの開催など、仕事と家庭の両立支援に関する取組や女性教員の活躍を推進する取組を行っている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

大学教育職員の採用・昇任に関する全学的な基準を大学教育職員選考に関する基本指針及び大学教育職員選考基準に定めている。各学部・研究科において教授会の下に選考委員会を設置し、必要に応じて選考や昇任に関する事項を定めている。各学部・研究科においては、これらに基づき、分野の特性を勘案して選考内規や申合せを定めている。教員の募集に当たっては、各学部・研究科は、広く人材を求めため公募を実施しており、選考委員会、教授会で教員の資格の調査・審議を行っている。学士課程及び専門職学位課程における教育上の指導能力並びに大学院課程における教育研究上の指導能力については、各学部・研究科の選考委員会において、教育研究の実績等を審査の上、面接、模擬授業、セミナーの実施等により評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の活動状況を的確に把握・評価するために平成 23 年度から大学教育職員人事評価を実施している。教員は、毎年度、教員評価システムにより大学教育職員活動調査票を作成し、量に関する業績評価シートとともに評価者である部局長・学長に提出し、評価者は、評価実施日を定め、定期的に評価を実施している。評価領域は、教員の多岐にわたる業績を公正かつ客観的に評価するため、教育、研究、大学管理・運営、社会貢献及び部局特有領域の 5 領域の各業績評価項目について、量に関する評価と質に関する評価の両面から総合的に評価を行っている。その評価結果を、昇給、勤勉手当等に参考資料として活用している。

教職員の勤務意欲の向上を図るため、平成 24 年度に特別貢献手当を創設し、運用の基準を定めて、顕著な功績による表彰、独創的な研究開発による競争的資金の獲得等の実績に応じて手当の支給を行っている。このほかに学部・研究科独自で教育研究活動等に関する評価を行い、研究費の傾斜配分等を行っている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開するために、大学教育機構、大学情報機構（図書館）及び学部・研究科に事務組織を置き、教務系、学生支援系、図書系の業務を担当する部署には、必要な事務職員を合計 190 人（常勤 79 人、非常勤 111 人）配置している。必要に応じて、技能補佐員、コーディネーター、カウンセラー、アドバイザー、図書系職員などの専門的な知識を持つ職員を配置している。また、学部の学科や研究科の専攻の特性によっては、演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手や専門的な技術を持つ技術職員を配置している。技術職員は合計 63 人（常勤 37 人、非常勤 26 人）を学部等に配置している。

教育補助者として TA（ティーチング・アシスタント）並びに SA（スチューデント・アシスタント）を採用し、資料の印刷及び配布、授業の出席確認、実験・実技及び演習の指導など、授業の準備から授業中の教育補助、授業外の補助までの多様な業務に活用している。大学全体では平成 26 年度に TA は延べ 47,913 時間、延べ 854 人、SA は延べ 3,970 時間、延べ 113 人の実績となっている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の業績評価を実施し、その結果を昇給、勤勉手当等に参考資料として活用している。また、平成24年度に特別貢献手当を創設し、教職員の顕著な功績による表彰、独創的な研究開発による競争的資金の獲得等の実績に応じて手当の支給を行い、教職員の勤務意欲の向上を図っている。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

大学全体の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、「求める学生像」を次のように定めている。

- 「・学習意欲・好奇心が旺盛で、チャレンジ精神のある人、
 ・明確な目的意識をもち、高い目標を掲げて努力してきた人、
 ・自己アピールできるものを持っている人や見つけたい人、
 ・自分の考えや意見を論理的に説明できる人」

学士課程では、学部・学科ごとに「求める学生像」と「大学入学までに身につけておくべき教科・科目等」として入学に際し必要な基礎的な知識及び能力を定めている。例えば、理学部数理科学科では次のように定めている。

「「求める学生像」：①数理科学に興味をもち、物事の有様を深く考えることの好きな人、②論理的思考能力や新しい概念を柔軟に吸収する能力に優れている人、③多様に進展している情報化社会で、数理科学分野で自己実現をしたいと思う人

「大学入学までに身につけておくべき教科・科目等」：本学科における専門教育は高等学校における教育の十分な理解を前提に行われます。したがって入学するまでに、高等学校における各教科について次のものを身につけておく必要があります。①数学については、「数学I」、「数学II」、「数学III」、「数学A」、「数学B」を学習し、その内容をよく理解した上で、問題解答能力と数学的思考法 ②理科については、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」から2科目以上を学習し、基本的な概念や原理・法則を理解した上で、そこに潜む数学的原理に対する強い関心 ③地理歴史・公民については、現代人としての常識的な知識 ④国語、英語については、現代人としての常識的な知識とともに、読解力、表現力、コミュニケーション能力」

他の各学部・学科においても、同様に定めている。

これらとは別にAO入試では、より平易な言葉で求める学生像を示し、編入学試験では、その目的に沿って求める学生像を示している。

大学院課程では、「求める学生像」を示した大学院全体の入学者受入方針を定め、研究科・専攻ごとに「求める学生像」等を定めている。例えば、人文科学研究科では次のように定めている。

「求める大学院生像」：

（地域文化専攻）①世界諸地域の文化の固有性と普遍性の探究をさらに深めたい人、②文化・社会の具体相を分析し、論証する能力を養いたい人、③研究成果を活かし、高度専門職業人として社会に貢献したいと考える人

〈言語文化専攻〉①言語文化の固有性と普遍性の探究をさらに深めたい人、②言語の特質と文学の諸相を歴史的・社会的に分析し、解明する能力を養いたい人、③研究成果を活かし、高度専門職業人として社会に貢献したいと考える人

他の研究科・専攻においても同様に定めている。

入学者選抜の基本方針については、入学者選抜要項、学生募集要項等の中で、入学者選抜の方法等として示している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程では、各学部の入学者受入方針に沿って、一般入試（前期・後期）、AO入試、推薦入試、帰国生徒入試、社会人入試、私費外国人留学生入試、編入学試験等の多様な選抜方法を採用し、学力試験、小論文、面接、実技等を組み合わせて実施している。

特に、AO入試及び推薦入試では、調査書等の書類選考に加えて、講義等理解力試験、小論文、面接、センター試験等の結果に基づき、入学志願者の資質を総合的に評価している。また、平成27年度に設置した国際総合科学部では、一般入試において外部試験を活用しており、外国語検定試験の一定の級又はスコアを個別学力検査の得点に換算し、加算している。

大学院課程では、各研究科の入学者受入方針に沿って、学力検査及び口述試験に加えて、小論文の実施、面接の実施、学業成績の審査などの方法を組み合わせ、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、学部3年次生を対象とする入試などの多様な選抜方法を採用している。様々な学生の受入や教育研究の国際化等を推進するため、7つの研究科で一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜等において10月入学を実施し、4つの研究科で渡日前入試を行っている。選抜方法は、学力検査（専門科目、外国語科目等）と口述試験の組合せが多く、さらに各課程の専門性に応じて英語能力テスト（TOEIC、TOEFL）、数学統一試験等の試験の成績による評価、小論文の実施、面接の実施、学業成績の審査などの方法で入学志願者の資質を審査している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜に関する基本的事項を入学者選抜実施規則に定め、入学者選抜実施に関する事項については、教育学生担当副学長を委員長とする全学入試委員会で審議している。全学入試委員会は、教学審議会が定める基本方針に基づき、入学者選抜に関する事項を審議し、これに基づき、各学部は、入試の実施に関する具体的事項を審議している。入試の個別学力検査等の実施に当たっては、学長を本部長、教育学生担当副学長を副本部長とする実施本部を置き、全学の個別学力検査等の実施に関する業務を総括するとともに、各学部に学部長を本部長とする試験場本部を置き、各試験場の個別学力検査等の実施に関する業務を行う体制を整備している。さらに、入学者選抜試験実施要項や実施マニュアル等を定めて実施している。合格者の決定については、学長が各学部の教授会の議を経た後、学部長の上申に基づき行っている。

大学院課程においても、入試委員会及び大学院入試実施委員会などを設けて、学士課程の入学者選抜の実施体制に準じて、実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

教育学生担当副学長を機構長とする大学教育機構が入学者選抜改善のため、毎年度全入学者を対象とした「大学受験時の状況に関する調査」及び全卒業予定者を対象とした「大学生活に関する調査（卒業時の実態に関する調査）」を実施し、その集計結果の分析を行い、入学者選抜方法の改善と入試広報の戦略策定に活用している。平成25年度には在学中のGPA等の調査結果も加え、入学時から卒業時までの追跡調査のデータ集計を行っている。平成26年度には追跡調査の結果に基づき、各学部において入学者選抜の改善に関する意見交換会を合計8回実施している。

毎年度、入学者選抜試験実施状況に関する各種データを収集し、調査研究や業務の実施に活用している。各部局では、これらの結果や統計資料等を基に、入学者受入に関する様々な検証及び改善に反映させている。例えば、人文学部では平成25年度の入学者追跡調査の結果に基づき、AO入試の面接試験と講義等理解力試験の評価比率について、平成27年度から講義等理解力試験の評価比率を高める方式へ変更したことをはじめ、幾つかの学部と研究科での改善例がある。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。ただし、医学部（2年次編入）は平成25年度からの実施で3年度分、共同獣医学部は平成24年度設置で4年度分、平成27年4月に設置された国際総合科学部は平成27年度の1年度分である。

〔学士課程〕

- ・ 人文学部：1.04倍
- ・ 教育学部：1.04倍
- ・ 経済学部：1.02倍
- ・ 理学部：1.03倍
- ・ 医学部医学科：1.00倍
- ・ 医学部保健学科：1.02倍
- ・ 医学部医学科（2年次編入）：1.00倍
- ・ 医学部保健学科（3年次編入）：0.02倍
- ・ 工学部：1.03倍
- ・ 工学部（3年次編入）：1.07倍
- ・ 農学部：1.02倍
- ・ 共同獣医学部：1.00倍
- ・ 国際総合科学部：1.04倍

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：0.74倍
- ・ 教育学研究科：0.96倍
- ・ 経済学研究科：0.92倍
- ・ 農学研究科：0.85倍

〔博士前期課程〕

- ・ 医学系研究科：1.06 倍
- ・ 理工学研究科：1.16 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科：0.89 倍
- ・ 理工学研究科：1.02 倍
- ・ 東アジア研究科：1.52 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.51 倍
- ・ 連合獣医学研究科：1.68 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 技術経営研究科：1.31 倍

学士課程においては、医学部保健学科（3年次編入）において入学定員充足率が低い。大学院課程においては、東アジア研究科（博士後期課程）、連合獣医学研究科（博士課程）、技術経営研究科（専門職学位課程）において入学定員超過率が高く、医学系研究科（博士課程）において入学定員充足率が低い。入学定員と実入学者数との関係の改善に向け、総務企画担当副学長を議長とする大学改革推進会議を設置し、18歳人口の今後の動向やグローバル化への対応を踏まえた教育研究組織の再編や学生定員の見直しを検討している。なお、平成28年度には、研究科の再編に併せて入学定員の見直しを計画しており、再編計画を文部科学省へ提出している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の一部の編入学と大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の一部の編入学においては、入学定員充足率が低く、大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程の編成方針は、学則で次のように定めている。

「大学、学部、学科・課程等の教育上の目的を達成するために、専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しかつ体系的に編成するものとする」

また、全学生に実施している共通教育においては、その理念を次のように定めている。

「「自ら」が“発見し・はぐくみ・かたちにする”ことをとおして、真に人間的な平和・幸福・豊かさを探求し、実現するための「礎」を築きます。

「驚き」：驚きを大切に、「自ら」が考え・判断・表現・行動・発言する能力を養います。

「個性」：個性を大切に、心身ともに豊かな人間性と<美>を発見するところをはぐくみます。

「出会いと交流」：出会いと交流の中で、歴史と伝統を重んじつつ、異文化を受入れるところを養い、地域社会と国際社会への責任感や義務感を培います。

「夢」：夢を描き続け、自らが生涯を通じての<知の探求者>になる「礎」を築きます。」

各学部、学科は、これら全学の教育課程の編成方針に沿って、教育課程の編成・実施方針を定めている。

例えば、人文学部人文社会学科では、

「人文学部人文社会学科では、文化と社会の実相を探究し、未来の展望を論理的に表現できる人材を養成するため、以下の方針のもとで教育課程を編成します。

1. 人文学部一年次専用の専門科目「文学」と「言語学」を必修科目として履修、そして全学共通教育のなかでも特に一般教養（人文教養）と一般教養（社会教養）の科目を履修することにより、人文学

の諸相について基礎的な素養を学びます。さらに人文学部の専門科目として初習外国語を8単位履修することで異文化理解の技能を身につけます。

2. 二年次から専門課程の入門編として、概説・概論等の入門講義を履修して、哲学、歴史学、社会学に関する専門知識の土台を形成します。

3. 二年次以降、少人数双方向スタイルで行われる講読・演習科目を履修することにより、専門知識を習得し、文献の正確な読解力・分析力を涵養するとともに、主体的な発信・表現力を身につけます。また特殊講義では、哲学・歴史学・社会学研究の具体例に触れることにより、課題発見方法や研究方法論を学びます。

4. 最終年次には卒業論文作成または卒業研究を課し、当該分野の学識の定着と課題発見能力や考察力、計画実現力そして論理的で的確な表現力を確認します。」

と定めている。

他の学部・学科においても同様に定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程の編成・実施方針に基づいて、学士課程教育は共通教育と専門教育から構成されている。

共通教育は、①教養コア系列、②英語系列、③一般教養系列、④専門基礎系列、⑤教職基礎系列、⑥教養展開系列の6系列に授業科目を区分し編成している。

各学部においては、授業科目を共通教育科目と専門科目に区分し、共通教育科目から専門科目へ体系的に履修できるよう教育課程を編成している。共通教育科目は主に1年次に履修し、教養コア科目8単位、英語科目6単位、一般教養科目16単位の計30単位を、共同獣医学部及び国際総合科学部を除く学部の学生の必修科目としている。専門科目は、必修科目と選択科目に区分し、主として2年次以降に配当して、各学部規則及び履修の手引き等で履修方法を明示している。

授業科目と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー（DP））との関係をカリキュラム・マップに整理し、平成22年度に、共通教育から専門教育へ至るカリキュラムの年次進行と学位授与方針の関係の流れ図をカリキュラム・フローチャートとして策定し、体系性を視覚化している。

学士課程において授与される学位には、9学部において計11種類の専攻分野（文学、教育学、経済学、理学、医学、看護学、保健学、工学、農学、獣医学、学術）の名称を付与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応えられるように、「明日の山口大学ビジョン」の中で、「時代の変化に柔軟に対応できる教育環境及び教育方法」の改善を教育推進の大きな柱として掲げ、そのための方策として、学則等に修業年限の弾力化や既修得単位の認定などに係る事項を定めている。また、放送大学をはじめ同一地域に立地する山口県立大学、山口学芸大学及び山口芸術短期大学並びに諸外国の学術交流協定校との単位互換制度を積極的に進めている。海外交流協定校はアジア43大学、ヨーロッパ4大学、中東1大学、北米2大学、オセアニア2大学であり、平成26年度は、当該大学からの派遣は6人、受入は38人が単位互換

学生として交流している。

学術の発展動向並びに社会情勢に対応して、平成 25 年度から共通教育の内容をすべての学生に対して 30 単位を必修としたカリキュラムに再編成している。また、地域における課題探求や国際感覚・国際活動力を育成する授業科目「山口と世界」を開設している。さらに、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力を培うために、キャリア教育科目の開講やインターンシップの機会を設けている。国際化の視点から、TOE I C の履修や外国語教育のための海外語学研修を授業科目に取り入れるとともに、外国人留学生のために、日本語能力テスト J - C A T を利用した授業科目「日本語」を開設している。

国際総合科学部では、グローバル化や地域の課題を踏まえ、1 年次に短期間の海外語学研修と 1 年間の海外留学を必須とし、4 年次には地域や企業等が抱える課題に取り組むプロジェクト型課題解決研究を導入している。

教育学部では学校教育教員養成課程に特化し、複雑化・多様化している学校現場の諸課題に対応し得る実践的指導力を持つ教員養成に注力している。

経済学部では、5 学科 1 課程を経済学科、経営学科、観光政策学科の 3 学科体制に平成 27 年 4 月に再編し、職業会計人コースに加えて、英語による授業を取り入れる公共管理コース、さらに企業法務コース、観光政策分析コース、そして観光コミュニケーションコースを開設している。

文部科学省からの特色 G P や現代 G P の成果等を活用して、学士課程教育における特色ある教育体制の構築に取り組んでいる。採択された取組である「TOE I C を活用した英語教育」や「ちゃぶ台方式による教員養成」は、円滑な教育を推進する仕組みとして定着している。また、「理工学系学生向けの実践的知的財産教育」及び「教職を目指す学生への実践型知財教育の展開」は、新しい授業内容や教材の提供としてそれぞれの教育課程の中で活用され、共通教育で全学生必修の科目としている。これらの実績を踏まえ、平成 26 年度に採択された文部科学省「大学教育再生加速プログラム」において「共通教育を中心としたアクティブ・ラーニングの推進と学修成果可視化モデルの構築」に取り組んでいる。平成 27 年度に、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択され、教育プログラムの構築、実践等により事業期間の 5 年間で高等教育機関の卒業生の県内就職率の向上を実現することを達成目標としており、地域社会が求めている学生の 6 つの能力を育む地域志向型の教育プログラムを構築することを目指している。

そのほか、「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「西日本から世界に翔たく異文化交流型リーダーシップ・プログラム」（平成 24～26 年度、代表校：愛媛大学）や「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業」（平成 24～26 年度、幹事校：高知大学）に連携校として参画している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

学士課程の各学部では、その教育目的や教育課程の編成・実施方針に沿って教育課程を策定し、各授業科目の教育目標等や学習方法に応じた授業形態や学習指導法を採用している。

授業形態としては、講義形式（共通教育においては 90%、国際総合科学部においては 30%）のほか、演習、実験、実習、実技等を組み合わせて実施している。

学習指導法としては、それぞれの学習目標に応じて多種多彩な方法を採用している。例えば、共通教育

「山口と世界」では、山口県の歴史、文化、経済、産業、自然、教育等と世界をキーワードに、問題点や課題を抽出し、それに関する解決方法や将来の展望を考え、発表、レポートを提出するとともに、学生それぞれが課題を見つけ学習するPBL型授業、対話・討論型授業が行われている。さらに、研修を伴う授業、研究発表会やプレゼンテーションを重視する授業、フィールドワーク型授業、外国人教員による指導、ゼミ・輪講形式の授業、少人数教育などを各学部で採用している。また、共同獣医学部の「獣医薬理学A」等では、鹿児島大学の学生にICT環境を活用した大学間双方向遠隔授業を展開している。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

単位の実質化への配慮として、履修科目の登録の上限設定（CAP制）をはじめ教育課程ごとに工夫を行っている。CAP制については、人文学部、経済学部、教育学部、理学部、共同獣医学部及び国際総合科学部は学部規則において履修科目の登録の上限を定め、医学部、農学部は履修登録の目安となる単位数を推奨単位数として示している。学部によっては、登録上限単位数が高め（半期30単位）に設定されている。工学部では、GPAの活用、学生が自由な時間に学習できる放送大学のUPO-NETへの加入やMoodleの活用などのオンデマンドウェブ学習システムの導入、「数学統一試験チャレンジ講座」の開設等の取組を実施している。また、共通教育で実施している英語についてはe-learning等、オンデマンド教材の提供とともに、共通教育で平成25年度から全学部の1年次生必修の知的財産教育に関しては、アクティブ・ラーニングに資するためウェブサイト上に教材を提供し、学生の主体的な学習を促している。

さらに、授業時間内における学生の能動的な学習を促進するため、平成27年度から共通教育科目を中心にAL（アクティブ・ラーニング）ポイント認定制度を導入している。この制度は、授業各回でのアクティブ・ラーニングの6つの形態「グループワーク、ディスカッション・ディベート、フィールドワーク、プレゼンテーション、振り返り、宿題」に設定されているAL度のポイント点の総和/授業回数を算出し、これをシラバスに記載するものである。

なお、履修ガイダンスでの啓発、成績優秀者の顕彰制度や特待生制度の活用、小テストや宿題・レポート課題の実施などによって、学生の主体的な学習を促す組織的な取組を行っている。

学生の授業外学習時間の状況は、平成25年度アンケートの結果によれば、授業1コマ当たりの授業外学習時間は平均0.9時間であり、ほぼすべての学部で平成24年度を上回っている。なお、平成25年度における学生の授業履修は、1人当たり平均2.5コマであり、これらから推定される授業外学習時間の平均は2.2時間/日である。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学部では修学支援システムにより、医学部では独自のシステムにより、それぞれWebシラバスを作成し、公開している。シラバスには、科目名、開講年度、開講学部等、開講学期、曜日時限、単位数、担当教員、対象学生、対象年次、授業の概要、一般目標、授業の到達目標、授業計画（週単位の項目、内容、授業外指示、授業記録）、成績評価法、教科書、参考書、連絡先、オフィスアワー等の項目を設け、学生が科目選択や履修計画を立てる際に必要な各授業科目の基本的な情報を提供している。授業科目によっては、

宿題や準備学習の指示等を授業外指示に、授業中の配布資料や授業の進捗状況を授業記録に追記している。

なお、シラバスの作成方法については、授業の目標の設定と書き方等が「FDハンドブック」に丁寧にまとめられている。

平成27年4月実施の学生へのサンプル調査（回答者数628人）の結果では、学生の80%がシラバスを閲覧し、履修登録のための確認や、教科書・参考書等、授業の内容・方法及び成績評価方法の確認等に利用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、履修登録・授業内容等の確認に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生への配慮・対応として様々な取組を実施している。全学的にTOEICや数学のプレースメント・テストの結果による能力別クラス編成、e-learningなどオンデマンド教材の提供等により基礎力の育成を図っている。また、学部ごとの取組として、AO入試や推薦入試で合格した入学者に対する準備学習の提供、学生相談員制度などによる学生状況の把握、段階的履修や能力別履修の導入、少人数個別指導や補習授業による学習支援などを行っている。

学習相談室については、基礎学力不足の学生に向けて各学部の実状に合わせて運用をしている。例えば、教育学部においては、教職の実務的なこと全般について、また、大学の授業や友人関係について等、よろずにわたる相談に対応している。学習相談室は、教育学部1Fに開設され「ほっとけんしゅうしつ」の呼称で定着させている。経済学部では、AO入試及び推薦入試で入学した学生の中に、入学後に数学や英語で苦労している者が多いことから、これらの入学予定者に対し、入学前に課題を提示して、入学準備のための学習を促している。入学後に必修科目となる「マクロ経済学」では数学を使うため、経済学部独自の練習問題と詳しい解答を作成し、質問がある学生には、数学を専門とする教員への連絡方法を通知している。英語は、AO入試の学生に対しては、全学的に準備した教材を活用し、推薦入試の学生に対しては、経済学部で独自に準備した課題を与え、解答を提出させた後に解答例と解説を送付している。また、経済学部では2年次生以上のTOEIC400未満の学生を対象に「TOEIC補習講座」を開講している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程における学位授与に関しては、学位規則で定め、学位授与方針については、各学部でそれぞれ定めている。

例えば、人文学部では次のように定めている。

「本学部では、時空の広がりの中における人と社会(世界)の営為を根底から問い、それを的確に表現できる人材を養成することを目的としており、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、本学部の人材養成目的に適う、以下の知識・能力を身につけた上で、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に「学士」の学位を授与します。

1. 「人間とは何か」を問い、人生の根拠を考察する能力。
2. 人間の精神活動の所産である文化の本質を理解する能力。
3. 自らの課題を発見・探究・表現する能力。」

併せて、共通教育においても、学生に保証する資質に関する考え方8項目を次のように定めている。

- 「1. (汎用的能力):自ら課題を発見し、解決を図るとともに、自ら目標を立て、行動することができる。
2. (情報処理):情報処理に関する基礎的な知識・技能を修得するとともに、情報および情報手段を主体的に選択し、正しく安全に活用することができる。
3. (運動健康科学):健康で文化的な生活を営むために必要な基礎的な知識と方法を修得し、自らの生活の質を高めることができる。
4. (英語):英語を用いて基礎的なコミュニケーションを図ることができる。
5. (人文教養):社会と文化およびそれらと人間との関わりに関する基礎的な知識を修得するとともに、多文化・異文化を理解し、人間としての生き方を考えることができる。
6. (社会教養):政治、経済や法律などについての基礎的な知識を修得し、良識ある市民として行動することができる。
7. (自然教養):自然についての基礎的な知識を修得し、自然がかかわる現象や社会的問題について考察することができる。
8. (学際的教養):現代社会の諸問題について基礎的な知識を修得し、それらを解決するための取組や課題などについて考察することができる。」

他の学部においても同様に定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学則に、「学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする」と規定している。それに基づき、各学部規則でその成績評価基準を「秀」(基準 100~90点)、「優」(基準 89~80点)、「良」(基準 79~70点)、「可」(基準 69~60点)、及び「不可」(基準 59点以下)と定め、履修の手引き等で学生に周知を図っている。

授業科目ごとに、シラバスに成績評価方法(試験、レポート、授業態度、出席等)と授業の到達目標(知識・理解、思考・判断、関心・意欲、態度、技能・表現)をマトリックスにして評価基準を示しており、学生は、成績評価基準を含め修学に係る様々な情報を修学支援システムを通じて学内外から確認することができるように整備している。

授業担当教員は、修学支援システムを通じて、シラバスに記載した成績評価法に則り成績評価を行い、さらに、成績評価基準に従い、各授業科目の単位を認定している。なお、学生への成績開示については、履修ガイダンスにおいて成績配布を行うとともに、学生は修学支援システムにより自身の成績を確認でき

るようにしている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-3③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

各学部規則で成績評価基準を明示し、各授業科目のシラバスに記載した成績評価方法により成績評価を行い、成績評価基準にしたがって単位認定を行っており、成績評価等の客観性や厳格性を担保するための措置を講じている。

具体的な取組として、成績分布共有システムを導入し、システム上で教員の成績評価の分布や同一科目間の成績分布を可視化することにより、教員間で成績分布の共有を図っている。

各学部においては、成績評価等の客観性や厳格性を担保するために、GPAや成績分布調査による成績格差の改善、複数教員が担当する科目の成績評価の相互チェック、答案の返却や模範解答の提示等の対応を行っている。同一科目内での成績格差は是正されているが、科目間にわたる成績格差の是正や成績評価分布の妥当性についての組織的な検討が望まれる。

すべての教員にレポートや答案用紙等の成績資料の保管を1年間を目途に義務付けるとともに、学生に対しては、成績を修学支援システムで開示している。

成績に関する疑義について教務担当係に問合せができるように異議申立て制度を整えているが、一部の学部において、学生と教員の個別の対応となっており、制度の全学的な整備が必要である。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-4④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学則に基づき、各学部の卒業認定基準を学部規則に定めている。

各学部においては、学位授与方針に従って卒業認定基準（卒業要件）を明確に定めるとともに、履修の手引き等に記載して、オリエンテーション等での配布や説明によって学生に周知を図っている。

これらの基準に照らして、学部教授会で卒業認定を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-1① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院学則において、それぞれの教育課程の目的を規定している。

各研究科・専攻において、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）をそれぞれ定めている。例えば、人文科学研究科地域文化専攻（修士課程）においては、

「人文科学研究科地域文化専攻では、哲学・歴史学・社会学的諸相の深い理解において地域に根ざし、普遍性を備えた人間のあり方を探究し実践できる人材を養成するため、以下の方針のもとで教育課程を編成します。

1. 哲学・歴史学・社会学の各専攻分野の選択科目を修めて、専門知識を深化させると同時に、地域文化

専攻内の他分野や言語文化専攻の授業も広く履修することによって、多角的で複眼的な視野を身につける。

2. 修士論文の完成を見据えて専門分野の演習を履修し、真善美の理念や歴史的・社会的現実を解明できる研究能力と高度な専門知識を実践的に修得する。」

と定めている。

他の研究科・専攻においても、同様に定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科においては教育課程の編成・実施方針に沿って、履修要件及び修了要件を各研究科規則で規定し、それぞれ教育課程を編成している。併せて、カリキュラム・マップを作成し、教育課程の体系性を視覚化している。

専門職学位課程では、その目的を達成し得る実践的な教育課程に編成され、専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答等の方法により授業を行っている。

専門職学位課程を除く大学院課程の修了生に授与される学位は、専攻分野に応じて、修士（文学、教育学、経済学、医工学、生命科学、保健学、学術、理学、工学、農学）、博士（医学、医工学、生命科学、保健学、学術、理学、工学、獣医学）の名称を付記している。また、専門職学位課程の修了生には、技術経営修士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

「明日の山口大学ビジョン2015」の中で、専門性と社会性を育む大学院教育の充実、グローバル力を強化する大学院教育の推進、地域を牽引する基幹総合大学としての大学院教育を大学院課程の柱として掲げている。そのための方策の一つとして、大学院学則等において、修業年限等の弾力化、既修得単位の認定、教育方法の特例などに係る事項を定めている。

各研究科においては、それぞれの教育分野の特性を踏まえつつ、インターンシップ等、学生ニーズ、学術の発展、社会からの要請に配慮した取組を行っている。理工学研究科では、現代のイノベーションモデルのスピードと柔軟性に対応でき、科学技術人材を育成することを目的とした「イノベーション実践教育プログラム」を実施している。経済学研究科「公共管理コース」及び農学研究科「生物資源科学特別プログラム」では、全科目英語による教育課程を編成し、主として発展途上国からの外国人留学生を受け入れている。また、教育学研究科では、授業内容にコミュニティー・アプローチなど新しい手法や最新の学術の発展動向等に対応した授業を実施している。

国際化の取組として、学術交流協定等に基づく学生の海外派遣を推進しており、工学部及び理工学研究科では、平成24年度の文部科学省「グローバル人材育成推進事業」における「国際技術者としての基礎力と海外企業で働く自信を持つ人材」を育成するプログラムで、学生を海外派遣している。また、理工学研究科においては、平成19年度にブラウイジャヤ大学（インドネシア）とダブル・ディグリー制度の協定を締結している。その後も東・東南アジアの大学とのダブル・ディグリーを推進し、協定校は東・東南アジ

ア3か国7校に拡大している。

技術経営研究科においては、特に、ICT（情報通信技術）の急速な発展に対応する科目として「ものづくりMOT特論」「ライフサイエンスMOT特論」「マーケティングリサーチ特論」を配置して、学生の多様なニーズに対応するとともに、それらの科目の中で最新の成果を盛り込んだ教育を実施している。また、技術経営研究科のミッションに即して、地域の産業界の要請に応える科目として、「知財MOT特論」「グリーンMOT特論」や「オープンイノベーション戦略特論」を配置している。さらに、平成24年度から外務省の委託により、マレーシア工科大学マレーシア日本国際工科院（MJ I I T）への長期教員派遣を行い、海外向け教育の実績を基に、平成25年度からは、留学生を対象に全科目英語による講義を開始し、「特別プログラム」として、社会人学生を対象にマレーシア及びインドネシアでの海外短期研修を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科では、その教育目的や教育課程の編成・実施方針に沿って教育課程を編成し、また、その教育研究目標や授業科目の学習目標に応じた授業形態や学習指導法を採用している。授業形態では、講義形式の他、必要に応じて演習、実験、実習を組み合わせている。また、学習指導法については、研究・論文指導を中心にした授業のほか、少人数教育、対話・討論型授業、課題解決型の授業、事例研究型授業、フィールドワーク型授業、英語による授業、メディア利用型授業等、必要に応じて様々な学習指導法が採られている。

専門職学位課程である技術経営研究科においては、英語による授業やICTを活用した遠隔講義等を行っている。また、「特定課題研究」では、1人の教員が指導する学生数の上限を4人までと定め、教育効果を上げられるよう配慮するとともに、学生が選択した課題テーマに沿って、指導教員とのディスカッションなどを通じた研究指導を行っている。

連合獣医学研究科においては、獣医学共通ゼミナールを毎年夏期に1回実施し、論文提出時まで9単位以上（1回3単位）の修得と研究発表を英語で行うこと（通常、2年次はポスター発表、3年次は口頭発表として在学中に2回の発表）を義務付けている。研究指導は主指導教員1人、副指導教員2人の3人体制をとっており、副指導教員のうち1人は主指導教員とは異なる構成大学の教員が担当することで、学生に対する研究指導体制の充実を図っている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

各研究科では、単位の实質化への配慮として、課題を課す、履修ガイダンスでの啓発、指導教員の履修指導、学会等への参加や研究発表の奨励、海外短期派遣の推奨などの工夫によって授業時間外の主体的な学習を促している。また、成績優秀者に対する学長（研究科長）表彰制度や特待生制度を定着させている。

専門職学位課程である技術経営研究科では、学生が1年間に履修できる単位数の上限（CAP制）を、

学生の就学上の都合に配慮する必要がある「特定課題研究」及び「特別プログラム」を除いて28単位に設定し、学生が各年次にバランスよく授業科目を履修できるよう配慮している。また、ケース教材を活用したディスカッションの実施、特許検索システム（YUPASS）や講義ビデオ等を整備することにより、学生の主体的な学習を促している。

学生の授業外学習時間の状況については、理工学研究科、医学系研究科、経済学研究科、技術経営研究科においてアンケートを行っており、その結果によれば、1コマ当たり平均1.8時間の授業外学習を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

修学支援システムによりWebシラバスを作成し、ウェブサイトを通して学生に周知を図っている。シラバスは、各研究科において学部と同様の統一形式で作成し、公開している。学生が科目選択や履修計画を立てる際に必要な基本的な情報として、科目名、担当教員名、授業の到達目標、成績評価法、教科書・参考書及び準備学習を進めるための基本等が分かるように構成している。

シラバス作成状況や活用状況の点検・検証については各研究科において行っており、平成27年度のWebシラバスの作成・入力率は、研究科によって大きく異なっており、低いところは47.4%（医学系研究科博士課程）で、高いところは99.6%（教育学研究科）である。シラバス入力率の向上が必要である。

大学院学生についても学部学生と同様に、科目選択や履修計画を立てる際に必要な基本的情報を得る手段としてシラバスが利用されている。

これらのことから、一部の研究科においてWebシラバスの作成・入力率が低く改善が必要であるが、おおむね適切なシラバスが作成され、履修計画の策定等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院学則に、農学研究科及び連合獣医学研究科を除いた、7研究科（人文科学研究科、教育学研究科、経済学研究科、医学系研究科、理工学研究科、東アジア研究科、技術経営研究科）において「教育方法の特例」の適応を定め、社会人学生に配慮した受入体制を整備している。

対象となる主な学生は、高等学校等の現職教員や企業等に勤務する社会人学生であり、高等学校等の現職教員の場合、修業年限2年の修士課程において、指導教員の指導の下、1年間山口大学で学習・研究し、残り1年は勤務しながら研究指導を受けている。また、社会人学生の場合、指導教員の指導の下、夜間や土曜日等の休日に集中して授業を行う時間割を設定している。

専門職学位課程である技術経営研究科では、平日勤務の社会人学生に配慮し、広島教室及び福岡教室で土曜日に前期・後期の授業を行い、夏季集中講義期間のみ毎週土曜・日曜に行う時間割を設定している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院学則において、学生の指導教員の職位等を定め、各研究科規則等で研究及び論文指導の体制やその役割等を定めている。学生の指導教員等は各研究科の教授会等において決定している。指導教員は、研究指導計画に沿って、研究テーマの決定、履修計画、ゼミ指導、研究成果の発表、学位論文作成等の研究指導を行っている。具体的な学生指導は研究科の特性により異なっている。例えば、人文科学研究科では入学時に学生の希望を参考に主指導教員1人、副指導教員1人（人数の規定なし）を定めるとともに研究テーマを定めている。経済学研究科では入学時に決めた指導教員（1人）の指導の下に、論文テーマを決め、論文執筆に必要な講義等を指導教員の指導の下に受講し、また、1年次及び2年次に演習を受講し、修士論文の指導を受けている。理工学研究科では学生の希望に基づき、教授会において主指導教員及び副指導教員を決定し、研究者や技術者として自立した研究活動及び高度に専門的な業務に従事し得る者の育成及び学位論文の指導に当たっている。

研究倫理に係る指導については、研究科ごとに異なっており、例えば、理工学研究科においては、学生向けの要覧においてレポートや論文等の書き方のルールを説明するページを設けて注意事項の周知を図るほか、博士前期課程において「知的財産権特論」の授業を、博士後期課程において「知的財産権特論演習」の授業を開講し、知的財産についての教育を行っている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院課程における学位授与に関し必要な事項は、学位規則で定め、学位授与方針については、各研究科で定めている。例えば、農学研究科では、次のように定められている。

「【生物資源科学専攻】

本専攻は、農学に関する総合的な基礎力に基づいた高度な専門知識と能力を備えた、豊かな人間性を持つ研究者、技術者を養成することを目的としており、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、本専攻の人材養成目的に適う、以下の知識・能力等を身につけた上で、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に「修士（農学）」の学位を授与します。

1. 生物と環境の相互作用の科学的な理解に基づき、環境及び食料問題に対処する能力。
2. 生物生産・環境科学及び生物機能科学に関する専門知識及び技術を修得し、豊かな社会の形成に貢献する能力。
3. 科学技術に関連した社会的問題について、研究者あるいは高度職業人として解決しようとする姿勢。」

他の研究科においても同様に定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則において、「学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳密性を確保するために、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって、適切に行うものとする」と規定し、それに基づき、各研究科規則でその成績評価基準を定め、学生要覧等で周知を図っている。

例えば、医学系研究科においては、次のように定めている。

「(1) 成績の判定：成績の判定は100点法により行い、60点以上を合格とし、59点以下は不合格とします。その評価は秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀を100点～90点、優を89点～80点、良を79点～70点、可を69点～60点、不可を59点以下とします。可以上のものに、その授業科目の単位が与えられます。一度合格した授業科目については、本人の希望によりその単位を取り消すことも再び履修することもできません。

(2) 成績：成績は、修学支援システムの成績照会で確認してください。その他不明な点は、学務課大学院教務係に問い合わせてください。」

他の研究科においても同様に定めている。

なお、専門職学位課程である技術経営研究科の「特定課題研究」では、その成果の要件を明示するとともに、課題研究に係る発表会を全教員及び学生に公開することにより評価を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

大学院学則において、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定において、客観性及び厳格性を確保することを規定し、シラバスには成績評価方法を記載明示し、複数教員による成績評価のチェック、修学支援システムによる成績開示等を整備している。

各研究科においては、成績に関する窓口は学務担当係となっているが、授業担当教員以外に異議申立てできる制度を整備するまでには至っていない。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程では、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準等を各研究科の細則や実施要項等に定め、学生便覧等の配布やウェブサイトへの掲載により学生に周知を図っている。

例えば、教育学研究科では次のように定めている。

「評価基準：学位論文に関しては、以下に示す各項目について審査し、その結果を基に総合的に判断し、可否を決定します。

1. 学校または地域社会の教育文化の発展に資する内容である。

2. 研究テーマが修士の学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確である。
3. 当該研究領域における関連諸研究が十分踏まえられており、その中で研究課題を的確に把握している。
4. 適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法により、具体的な分析・考察がなされている。
5. 論文の記述が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっている。
6. 当該研究領域の見地から、相当の価値を有するものとなっている。」

他の研究科においても同様に定めている。

学位論文に係る審査体制は、学位規則に定めており、各研究科の教授会等は、原則として教授が3人以上（博士前期課程及び修士課程は1人以上）含まれるよう審査委員を選出し、論文審査の体制を組織している。研究科の教授会等は、審査委員の報告に基づき、学位論文に係る評価基準に照らして、学位論文の審査を行っている。

論文審査における研究不正防止対策は、研究科によって異なっており、剽窃・盗用の有無について、主査・副査が審査の際に論文の参考文献により確認する、論文審査基準に論文作成上のマナーの遵守を明記するなどの取組を実施している。

専門職学位課程である技術経営研究科では、学位授与方針に従って修了認定基準（修了要件）を「必修科目18単位、選択必修科目及び選択科目のうちから22単位以上、合計40単位以上を修得しなければならない」と研究科規則に定め、研究科教授会は、その基準に従って修了認定を行っている。また、研究科要覧やパンフレットに履修方法と修了要件を記載し、オリエンテーション等での配布や説明によって学生に周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 外国人留学生を受け入れるため、経済学研究科「公共管理コース」、農学研究科「生物資源科学特別プログラム」、及び技術経営研究科では、全科目英語による教育課程を編成している。また、理工学研究科においては、平成19年度にブラウイジャヤ大学（インドネシア）とダブル・ディグリー制度の協定を締結している。その後も東・東南アジアの大学とのダブル・ディグリーを推進し、協定校は東・東南アジア3か国7校に拡大している。
- 平成24年度に文部科学省「グローバル人材育成推進事業」における「国際技術者としての基礎力と海外企業で働く自信を持つ人材」を育成するプログラムに採択され、学生を海外派遣している。
- 平成26年度に文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に採択され、共通教育を中心としたアクティブ・ラーニングの推進と学修成果可視化モデルの構築に取り組んでいる。平成27年度からアクティブ・ラーニングポイント認定制度を導入し、シラバスにアクティブ・ラーニングの割合をポイント化して記載することにより、授業時間内における学生の能動的な学修を促進している。
- 大学間連携共同教育推進事業「西日本から世界に翔たく異文化交流型リーダーシップ・プログラム」（平成24～26年度、代表校：愛媛大学）や産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業「中国・四国産業界の人材ニーズに対応した協働型人材育成事業」（平成24～26年度、幹事校：高知大学）に連携校として参画している。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 27 年度に新設した国際総合科学部では、短期間の海外語学研修と 1 年間の海外留学を必須とし、地域や企業等が抱える課題に取り組むプロジェクト型課題解決研究を導入しており、今後の進捗が期待される。
- 平成 27 年度に、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択され、教育プログラムの構築、実践等により事業期間の 5 年間で高等教育機関の卒業生の県内就職率の向上を実現することを達成目標としており、地域社会が求めている学生の 6 つの能力を育む地域志向型の教育プログラムを構築することを目指している。

【改善を要する点】

- 成績評価に対する異議申立てが、一部の学部、及びすべての研究科において、学生と教員の個別応となっており、制度として整備されているとはいえない。
- 一部の研究科において、Web シラバスへの入力率が低い。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程の共通教育の単位修得状況は、教養コア系列、英語系列、一般教養系列、専門基礎系列、教職基礎系列、教養展開系列のそれぞれの系列で82～98%とおおむね高い数値を示している。その成績の状況は、一般教養系列の人文教養領域と専門基礎系列で不可及び可の成績下位者の割合が28%、23%と2割を超えているが、それ以外の系列では2割未満となっている。優及び秀の成績上位者の割合は、約4割から7割の間で分布している。

学生の休学、退学、留年の状況は、平成22～26年度までの5年間では次のとおりである。

学士課程では、理学部及び工学部の留年率が9%、10%と若干高めであるが、それ以外の学部はこれより低い数値である。修士課程及び博士前期課程では、経済学研究科で休学率及び留年率が8%及び9%と高めの数値になっているが、それ以外の研究科では低い数値で推移している。博士課程及び博士後期課程における休学率及び留年率は、医学系研究科医学博士課程で23%及び10%、医学系研究科博士後期課程で24%及び17%、理工学研究科で14%及び19%、東アジア研究科で21%及び14%、連合獣医学研究科で14%及び8%と平成22～26年度まで平均値は高めの数値になっているが、その中でも平成26年度に数値が低くなっている研究科が多い。

平成22～26年度までの5年間の学部及び研究科の標準修業年限内卒業（修了）の状況、及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）の状況は、次のとおりである。

学士課程の標準修業年限内卒業率については、学士課程全体の5か年平均で85%程度である。農学部獣医学科は98%と高い数値を維持しているが、人文学部、経済学部、理学部及び工学部では75～80%とやや低い数値である。修士課程及び博士前期課程の標準修業年限内修了率については、同課程全体の5か年平均は83%程度になっており、経済学研究科以外の研究科は高めの数値で推移している。経済学研究科が58%と低い数値になっているのは、休学率及び留年率が高いことを反映している。博士課程及び博士後期課程の標準修業年限内修了率については、博士課程及び博士後期課程全体の5か年平均で45%程度になっている。博士課程及び博士後期課程では、社会人の割合が多く、休学率及び留年率が高いこと等を反映している。また、学部及び研究科の「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）の状況については、学士課程全体の5か年平均ではほぼ94%、修士課程及び博士前期課程全体の5か年平均ではほぼ91%、博士課程及び博士後期課程全体の5か年平均ではほぼ62%である。

平成21～25年度までの5年間の資格取得の状況については、学士課程及び大学院課程では、教員、司書、学芸員、公認会計士、税理士、医師、看護師、保健師、臨床検査技師、獣医師、食品衛生管理者等、それ

それぞれの教育課程の目的に沿った資格を取得している。特に、経済学部では、職業会計人コースを開設し、公認会計士、税理士の国家試験の合格者を輩出している。医学部でも、国家試験において高い合格率を上げている。看護師99%以上及び保健師96%以上を維持し、保健師は平成24年度には受験した82人全員が合格している。臨床検査技師も合格率は、平成22年度以降95%以上を維持し、平成23年度及び平成25年度は100%となっている。

研究活動の成果に関連して、国内外の学会等で優秀発表賞等の受賞者もいる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学生からの意見聴取を目的として、IYOCAN2（教育情報システム）による学生授業評価を毎年度実施している。平成25年度の学生授業評価は、すべての学部・研究科（修士課程）及び共通教育で実施されている。

平成25年度の授業評価の結果については、5点満点で、「学習目標達成状況」の項目では、各学部と研究科における専門科目の平均値が3.79から4.47の間、「授業理解度」の項目では3.89から4.54の間、「授業満足度」の項目では4.05から4.81の間にあり、高い数値を示している。また、共通教育についても、「学習目標達成状況」の項目で3.98、「授業理解度」の項目で4.10、「授業満足度」の項目で4.19と高い数値である。さらに、各学部・研究科及び共通教育の平成21年度の数値と平成25年度の数値で比較すると、すべての学部・研究科（平成24年度設置の共同獣医学部を除く。）及び共通教育で数値が上昇している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程では、平成22～26年度までの卒業生年平均1,783人に対して、就職者1,061人（60%）、大学院進学者526人（30%）で進路決定率は89%である。この5年間で就職率は平成23年度に86%と減じたが、平成26年度には91%と伸びている。修士課程及び博士前期課程では、修了生561人、就職者482人（86%）、大学院進学者41人（7%）で進路決定率は93%である。また、博士後期課程では、修了生70人、就職者58人（84%）、大学院進学者なし、進路決定率は84%であり、就職希望者に対する就職率は平成24年度に86%となっているが平成26年度には95%に上昇している。

学部・研究科別の就職率をみると、修了生の少ない文系の研究科で一部低調（50%未満）の傾向が見受けられるが平成26年度には回復しており、また、就職率はすべての学部・研究科において安定している。平成26年度における大学院への進学者は、理学部、工学部及び農学部の卒業生の41～63%と多いが、人文学部、教育学部、経済学部及び医学部保健学科の学部卒業生の多くが就職している。

また、博士後期課程の約40%以上が当該大学の博士前期課程からの学生であり、これらの学生では研究活動が継続的に進められている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

各種企業説明会や学内業界・企業研究会等を利用して卒業生や企業等の採用担当者との意見交換を毎年度行っている。

卒業（修了）生を採用した企業等に対する平成25年度のアンケートでは、292社の採用担当者等から回答を得ている。このアンケートにおいて、14項目の能力を示し、企業等が重要と判断する能力を上位3つまで選択してもらったところ、多数の企業が「主体的実行力」、「誠実責任感」、「協調性」及び「問題解決力」を1位としている。また、企業が重要と判断する項目の1位から3位までを見ると、これらの4つの能力に加え、「ストレスコントロール力」が挙がっている。また、山口大学卒業生と新卒採用者全体を比較してもらったところ、山口大学卒業生が高く評価されている能力は、「主体的実行力」、「課題発見力」、「問題解決力」及び「ストレスコントロール力」である。

平成25年度から実施しているホームカミングデーにおいて、卒後アンケートを行い、卒業生の意見情報の収集・蓄積を始めている。経済学部アンケート（平成26年3月実施／回答113件）では、卒業時点での強みと卒業後役に立ったのかという質問を行い、14項目すべてで強みが役立ったとの回答があり、特に、「問題解決能力」、「自主性」、「協調性」、「チャレンジ精神」及び「コミュニケーション能力」が評価されている。

人文学部アンケート（平成26年10月実施／回答241件）では、「人文学部での学生生活で自分自身の人生に有益であったこと」という質問に対して、「興味ある学問を自由に学び、知的に成長することができた」という回答が最も多く64%である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、吉田地区、小串地区、常盤地区の3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は吉田地区が306,319㎡、小串地区が115,297㎡、常盤地区が119,656㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計225,418㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教室等施設としては、吉田地区の講義室70室、演習室350室、実験実習室374室、情報処理学習施設2室、語学学習施設1室等となっており、教育研究活動を行う上で必要な施設を備えている。例えば、講義室の整備状況については、吉田地区は、70室、7,689席、8,260㎡であり、学生1人当たり1.64席、1.76㎡を有しており、稼働率54%である。小串地区は、9室、1,230席、1,753㎡であり、学生1人当たり1.03席、1.46㎡を有しており、稼働率67%である。常盤地区は、24室、2,442席、2,893㎡で学生1人当たり1.13席、1.34㎡を有しており、稼働率64%である。3地区ともに講義室は、十分な席数、面積を有しており、稼働率も50%を超えている。同様に演習室、実験実習室等についても整備されている。

体育施設については、吉田地区には、体育館、野球場、陸上競技場、テニスコート、武道場、水泳プール、ラグビー場、サッカー場、ハンドボールコート、小串地区及び常盤地区には、体育館、運動場、テニスコートがそれぞれ整備されており、学生数に対して授業を行う上で十分な施設が設置されている。

法人化した平成16年には、耐震基準を満たしていない建物が、43棟約10.4万㎡あったが、計画的に耐震補強を行い、現在、耐震基準を満たしていない建物は、小串地区の1棟約0.7万㎡のみになっている。附属病院再整備の中で計画的に耐震補強の予定である。

障害のある学生に対しては、身障者用トイレ(53か所)、スロープ(91か所)、エレベーター(47か所)、自動ドア(50か所)等を設置し、バリアフリー環境を整備している。また、防犯カメラ、外灯を各所に設置し安全・防犯面への配慮も行っている。

キャンパスの整備に当たっては、キャンパスマスタープランを策定し、長期的な視点で施設整備を行っている。また、学生、教職員に対し意識調査を実施し、施設改修の効果の検証も行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

大学情報機構の下に置かれたメディア基盤センターが、情報通信ネットワーク基盤の管理運用を担当し

ている。国立情報学研究所の学術情報ネットワーク（SINET）や山口県の高速度情報流通基盤であるやまぐち情報スーパーネットワーク（YSN）に接続することで、各キャンパスは、10Gbps の高速情報通信ネットワークで結ばれるとともに、建物内、各キャンパス内においても十分な通信速度を実現している。これに加え、通信速度の高速化、通信エリアの拡大及びスマートフォン等の携帯情報機器の利用改善のため、各キャンパスにおいて高速 Wi-Fi（IEEE802.11n）化を整備し、タブレット型端末等を利用する教育研究活動に安定的なインフラ供給が図られている。

情報セキュリティの管理については、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティマニュアルに従い、メディア基盤センターが責任を担っている。平成 20 年 10 月には情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格 ISO/IEC27001 の認証を取得するなど、情報セキュリティの質保証に努めている。学内の個人情報情報は、「山口大学の保有する個人情報の管理に関する規則」に基づき管理されている。学生には情報モラルの必要性や情報セキュリティに対する責任を認識させるため、共通教育の必須科目「情報セキュリティ・モラル」によって情報教育を行っている。

また、地震・台風等の物理的脅威、電力供給の長期停止、機械の老朽化・故障等のハード障害及び人的なトラブルによる情報喪失等に対応するため、平成 22 年度にキャンパス間でデータバックアップ体制を構築するとともに、平成 23 年度から大学間データバックアップの実証実験を行うなど、情報資産のバックアップ体制の確立を図っている。

教育研究環境に、ICT を積極的に取り入れ、e-learning 教材やデジタルコンテンツに対応した e-learning システムの導入によって、学術情報基盤の総合的な整備を図っている。併せて、ハード面では学生の教育用端末を全学に 572 台、学生のパソコンを学内ネットワークに接続するための情報コンセントを全学に約 20,000 か所整備している。また、各キャンパスや国内外の他大学を結ぶ遠隔講義システムも日常的に活用している。例えば、平成 26 年度には工学部とウダヤナ大学（インドネシア）との双方向遠隔講義科目数 11 科目（1 講義 15 回）で遠隔講義システムを使用している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、総合図書館（吉田キャンパス）、医学部図書館（小串キャンパス）及び工学部図書館（常盤キャンパス）の 3 館から構成されている。閲覧座席数は、全学で 1,568 席（総合図書館：944 席、医学部図書館：303 席、工学部図書館：321 席）である。図書は約 160 万冊（総合図書館：約 129 万冊、医学部図書館：約 16 万冊、工学部図書館：約 15 万冊）、学術雑誌は約 31,000 タイトル及び視聴覚資料は約 7,600 点が整備されている。電子ジャーナルは約 11,000 タイトル（有料契約分）が利用可能である。図書、雑誌等の情報や所在は、図書館蔵書検索システム（OPAC）により検索できるようになっている。

また、電子ジャーナルのバックファイルの整備を進め、主要約 3,000 タイトルについて、創刊号から最新号まで閲覧可能としている。さらに、ディスカバリーサービスを開始し、大学の資料と併せネットワーク上に分散する学術情報を一元的に検索・閲覧できる環境を整備している。

図書館の開館時間等については、休業期を除き土曜日・日曜日も開館（総合図書館は休業期も開館）しており、また、医学部図書館は教職員、大学院学生及び医学部学生が 24 時間利用可能となっている。

図書選定等に当たっては、各教育課程の教育研究に対応できるよう系統的に収集し、整備している。学生用資料については、図書館専門委員会で教育用図書資料選定方針を定め、各学部の教員も携わり、必要

な基本的図書やシラバス掲載図書を選定するとともに、学生主体の学生選定図書ワーキンググループや学生からの購入希望を勘案している。

施設・設備の改善については、平成21年度の機関別認証評価（大学評価・学位授与機構）の指摘を受け、平成24～25年度に総合図書館の学習環境の増築・改修を行い、書庫棟（3号館）の増築によるスペースの拡大や、アカデミック・フォレスト（ラーニング・コモンズ）等学生の自主的学習環境を整備している。

図書館、図書館資料等の利用に対するニーズについては、図書館利用に関するオリエンテーションやガイダンスにおけるアンケート等により把握し、改善に活用している。また、意見箱を設置し、投稿された意見への回答の掲示を行っている。これらの意見を反映した取組として、学生提案による、就職支援室と連携したキャリア学習・就職活動支援コーナーの設置や、学生からアイデアを募集するデザインコンペティションの実施等がある。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各部局において、自習室、学生ラウンジ、グループ討論室、情報機器室等を設けたり、学生の利用申請により、空いている講義室やゼミ室等を、学生の主体的学習のために解放している。

図書館では、閲覧座席以外にもグループ学習室、りぶプラザ、りぶカフェやアカデミック・フォレスト等を、無線LANや情報ネットワークの利用を可能とし、学生が自主的に学習を行うための環境を整備している。これらの自主的学習環境の学生への周知は、入学時の図書館オリエンテーションにおいて行っている。学生は、入学時に配布されたアカウントによって、学内の情報端末や図書館設置のパソコンから各種情報へのアクセスが利用可能とし、プリンタ及び各種教育研究用ツールの利用はもとより、様々な形でこれらの自主的学習環境が利用できるようになっている。

自主学習を啓発する取組として、学生自身の企画を支援する「おもしろプロジェクト」を平成8年度から継続して実施している。また、総合図書館のアカデミック・フォレストや飲食可能なリフレッシュスペースであるりぶカフェは、学生の能動的学習の場として、様々なイベントに活用されている。なお、りぶカフェは、平成25年度「おもしろプロジェクト」において、図書館に休憩・交流のためのスペースとして学生が主体となって運営するカフェを作りたいという企画により実現したもので、学生が実際に経営を学ぶ場にもなっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程では、新入生に対して、入学直後にガイダンスを実施しており、共通教育の履修方法をはじめ、各教育課程の履修上の注意、履修手続き、教育課程等を説明している。また、在学生に対しても、学期始め等に、コースや専門の選択方法、授業科目の履修方法、卒業論文の提出手続き等履修指導一般に関するガイダンスを実施している。

大学院課程でも、入学時並びに学期始め等適切な時期に履修ガイダンスを実施しており、履修方法、修士論文の作成要領等を説明している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学生の学習支援として、Web シラバスの中に授業担当教員の連絡先、オフィスアワーを設けているほか、基礎学力不足の学生や発展的な学習を目指す学生への学習相談や助言のために、学習相談室を設けている。教育学部に1、理学部に6、工学部に1設置している。

教育学部では、ちゃぶ台相談室・ほっとけんしゅうしつを設置し、教職経験のあるスタッフが、学生の教職に係るよろず相談や、大学生生活、進路や人生相談に対応している。理学部では、数理、物理、情報、生物、化学、地球圏システムの各コース計6か所に学習相談室を設置している。工学部では、共通教育を受講する1年次生に対して、工学部サロンを開設している。

また、チューターの配置、担任や指導教員の配置、課外補講を実施、学生ポートフォリオにおける学生の自己評価シートの活用の指導等、様々な学習支援を行っている。大学院課程では、大学院学則等の定めに従って、個々の学生に指導教員を配置し、その指導の下で、学生ニーズも把握して学習や研究に対する助言や相談を行っている。

平成26年度には、外国人留学生243人、社会人学生33人、障害のある学生8人が在籍している。留学生に対する学習支援として、留学生センターを設置しており、自主学習のために英語版 e-learning 教材を提供している。また、総合図書館内に文化交流スペースを設け、留学生の日本語学習教材や日本文化を紹介するコーナーを設けている。

社会人学生に対しては、教育方法の特例に基づき、個々の学生の事情に応じて、休日や夜間における相談・助言、電子メール等によるコミュニケーション等の方法で学習支援を行っている。

障害のある学生に対しては、「山口大学における修学に支障のある学生の支援に関する基本方針」を定め、また、大学教育機構に障害学生修学支援委員会を設け入学及び修学上の支援を行っている。具体的な支援としては、入学前の事前相談、ノートテイカー、チューターの配置等授業担当者への配慮願等である。特に発達障害者に対しては、平成25年度から、大学教育機構にコミュニケーションサポートルーム（平成27年度に学生特別支援室へ改編）を設置し、専門相談員等のスタッフを配置している。また、FD研修会の一環として、障害学習支援教職員を対象とした研修会を通して理解を深めている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

サークル活動や自治活動等学生の課外活動として、体育会公認サークル37サークル、文化会公認サークル17サークル、医学部自治会公認サークル30サークル、工学部学友会所属サークル47サークルがあるが、これらに対して、学生支援部を窓口にして各種支援を行っている。サークル棟や運動場等の施設・設備の提供・維持管理や学生の希望に応じた備品等の提供のほか、学生の交歓行事やキャンパスライフのウェブ紹介、入学式及び卒業式において、課外活動で優秀な成績を上げた団体又は個人を表彰するなど課外活動を積極的に支援している。また、事故防止ガイドラインを策定し、課外活動中の事故発生時の連絡体制を定めるなど課外活動の安全にも努めている。そのほか、サークル活動における学生のニーズを集約する

ため、体育会・文化会と学長との懇談会を年1回開催し、意見交換を行っている。また、学長自らが、学長杯争奪駅伝大会、中国五大学学生競技大会壮行式等の学生行事に出席し、学生とのコミュニケーションを図っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生からの生活一般及び進路・就職相談については学生支援センター（学生相談部、学生生活支援部、就職支援部、学生特別支援室）が、健康相談等については、保健管理センターが担っているが、いずれも各部局との緊密な連携の下に対応や助言指導を行っている。

各種相談や支援は、ウェブサイトの「学生生活の手引き」で案内するとともに、新入生に対しては、オリエンテーションで冊子体の配布等を通して周知を図っている。

各種ハラスメントについては、ハラスメント防止・対策委員会が責任を担い、ハラスメント防止・対策に関するガイドラインを大学規則に定め、全学的体制で対応している。

就職支援については、就職支援室が担当しているが、各部局の就職担当係と連携して、就職情報の取得のほか、インターンシップの啓発、就職情報の収集及び説明会の開催、就職支援サイトの紹介等を行っている。その取組の一つとして、就職講演会、就職セミナー、学内企業・企業研究会を毎年度開催している。特に、平成26年度で15回目になる学内業界・企業研究会は、業界動向や会社・仕事をより深く理解し、学生のキャリア形成に役立てることを目的とし、学生にとっての学びの場に位置付けている。なお、民間の調査によると就業力が育つ大学として高い評価を得ている。

学生生活なんでも相談窓口では専門の職員を配置し、学生からの各種相談に応じている。また、カウンセラー（臨床心理士）を擁している学生相談所や保健管理センターでは、関連部署と連携してメンタル面の健康相談に応じている。保健管理センターでは、ウェブサイトを利用したメンタルヘルスチェックシステムを運用している。

学生生活上必要なパソコンに関するトラブル相談や技術情報の提供等についても、PCSOSセンターを各地区キャンパスに設置して対応している。

障害を持つ学生の生活支援についても、学習支援と同様に、学生修学委員会は、学生なんでも相談窓口、学生相談所、保健管理センター及び所属部局と連携して、また、相談内容によっては保護者等と情報共有しながら必要なアドバイスを行っている。

留学生に対する生活支援については、留学生センターが就学・研究・生活できるように対応している。特に、サポートオフィスを設置し、アドバイザーによるワンストップサービスの各種支援を行っている。

平成24年度に文部科学省「留学生交流拠点整備事業」に採択され、地域経済活性化、街づくり、教育支援や観光振興等に留学生の力を活かす仕組みを構築するための実践的調査研究を行い、支援期間終了後も日本企業文化理解講座の開催、留学生への就職支援を行っている。

学生の生活支援の改善を行うため、5年ごとに学生生活実態調査を実施し、学生のニーズを把握して対応している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する経済的支援は学生支援センターで、留学生については留学生センターで対応している。主な支援内容は、奨学金の貸与、入学料・授業料等の免除、学生寄宿舎の貸与、学生アルバイトの紹介、学割証等の各種証明書の発行や学生保険等の手続きに係わるものである。これらの経済支援は、「学生生活の手引き」等の刊行物、ウェブサイトに掲載しているほか、必要に応じて、部局の掲示版への掲載等で学生に周知を図り、利用を促している。また、学生からの相談にも各種支援窓口が対応している。

奨学金の貸与については、日本学生支援機構、大学独自の奨学金、民間・地方公共団体が交付する奨学金があり、平成25年度は、学士課程では延べ52%、大学院課程では35%の学生が利用している。また、入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除及び徴収猶予、寄宿料の免除の各種制度を整備し、経済的理由、災害等による緊急事態、学業成績優秀（特待生）等、それぞれ明確な基準を定めて運用している。特に、授業料免除は、特待生（特別待遇学生）を除けば、学士課程で延べ21%、大学院課程で34%の学生が適用を受けている。

学生寮は5棟（収容人員487人）あり、平成26年度入居率の平均（新営女子寮1棟除く。）は、93%である。このほかに、改修中の女子寮（収容人員89人）と改修予定の男子寮（収容人員96人）がある。留学生寮は、単身室36室、夫婦室4室、家族室3室あり、平成26年度の入居率の平均はそれぞれ、98%、71%、58%である。入居者の選考は、通学時間及び経済的状況を考慮して決定している。また、留学生の民間宿舎への居住については、留学生の要請に応じて、日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償への加入を前提に、大学が連帯保証人になる連帯保証人制度を実施している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- メディア基盤センターにおいて情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、平成20年度にISO/IEC27001の認証を取得するなど、情報セキュリティの質保証に努めている。
- 平成24年度に文部科学省「留学生交流拠点整備事業」に採択され、地域経済活性化、街づくり、教育支援や観光振興等に留学生の力を活かす仕組みを構築するための実践的調査研究を行い、支援期間終了後も日本企業文化理解講座の開催、留学生への就職支援を行っている。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価実施体制として、評価委員会、大学評価運営会議及び大学評価室を設置している。評価委員会は、自己点検・評価に関する基本方針、第三者評価を含む外部評価に関する基本方針、評価結果の公表その他必要な事項を審議する委員会で、大学評価を担当する副学長を委員長とし、各部局の長又は各部局の自己点検評価担当委員会等の長、企画戦略部長等から構成されている。平成27年度の認証評価に向けて、大学評価・学位授与機構の定める認証評価基準の観点ごとに各学部で現状分析と自己評価を依頼し、大学評価室がこれらの情報を集約し、不十分と思われる項目には、コメントを付し、分析結果を修正するとともにデータ・資料を追加し、学内の諸会議において、優れた点や改善を要する点を明らかにしながら自己点検・評価を実施している。

学習成果等教育に係る基本的な学生情報は修学支援システムに、また、授業活動の点検に係る情報はIYOCAN2及びe-YUME(医学教育総合電子システム)に集約し、継続的に収集・蓄積している。これらの情報を、学生授業評価、入学者の入学後・卒業時の追跡調査及び成績分布共有システムによる成果分析等に活用している。

IYOCAN2は、医学部を除くすべての授業を対象として、学生による授業評価と、その結果を踏まえた教員の授業改善のための自己評価に活用している。学生への質問項目は、授業外学習時間、学習目的達成、理解、満足及び出席等であり、各学部・研究科では、さらに、独自の質問項目を加えている。教員は、学生の授業評価の結果を閲覧し、自己評価と改善点を示し、これをウェブサイト上で学生及び教員双方に公開している。

医学部では、臨床実習等、双方向のコミュニケーションを必要とする授業科目が多くあるため、独自のe-YUMEを導入している。

TOEIC成績分布調査や授業時間外の学習時間調査等を実施して、学生の英語能力等、学習成果に関する大学全体の傾向を分析している。大学教育センターがこれらのデータを各学部・研究科別に分析を加えて、教学委員会で自己評価するとともに、FD報告書で公表している。

共同獣医学部は、鹿児島大学と共同教育課程を構成しているが、評価結果を質の向上や改善に結び付けるために鹿児島大学との合同教学WGを設置し、継続的な見直しを行っている。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学的な学生の意見聴取のために、学生授業評価アンケート及び卒業（修了）生の学生生活に関するアンケート等多種にわたるアンケートを行っている。また、オリエンテーションや懇談会等の多様な機会を通して、学生から直接意見聴取を行っている。その結果は各種委員会等を通じて教職員にフィードバックしている。また、教職員、教育補助者に対しては、FD研修会や新任研修等の機会を通じてアンケートを実施し、教員は教授会等を通じての意見交換により、それぞれ教育の質の改善策に反映させている。

そのほかに、平成 25 年度から新たな取組として、山口大学の大学教育（共育）について、学生、教員及び職員が対話する「共育ワークショップ」を開催している。この取組を契機に、教育改善を進めており、平成 26 年度採択の文部科学省「大学教育再生加速プログラム」では、事業推進のための学生スタッフを配置し、学生との対話を取り入れたアクティブ・ラーニングの組織的推進等に結び付いている。さらに、平成 27 年度からアクティブ・ラーニングポイント認定制度を導入し、シラバスにアクティブ・ラーニングの割合をポイント化して記載することにより、授業時間内における学生の能動的な学修を促進している。

毎年度、各部局教員と大学教育機構の教員が一堂に会する教育改善FD研修会を開催し、大学教育の諸課題について意見聴取を行っている。集約した意見等は、FD報告書として取りまとめて全学で共有するとともに、その結果は次年度のFD研修会の策定等に反映させている。また、学長及び理事と教育学生担当副学長（大学教育機構長を兼務）及び部局長等との意見交換懇談会（平成 26 年度 12 回）や、監事による副学長及び部局長への定期的なインタビュー（平成 26 年度 23 回）を通して、大学教育の諸課題について意見交換を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者の意見を把握する取組として、学内業界・企業研究会において、学生の就職先企業等から意見聴取を行うとともに、教育の状況についてアンケートを毎年度実施している。平成 25 年度のアンケートでは、学内業界・企業研究会に参加した 292 社の採用担当者から回答が得られている。調査結果は教学委員会に報告し、部局の就職担当部署の活動にフィードバックしている。また、卒業（修了）生等の意見聴取に係る取組として、平成 26 年度からホームカミングデーにおいて、大学の教育成果についてアンケートを実施している。

これらのアンケートはウェブサイト上で回答する形式にしており、その結果は、アンケートシステムによって電子的に情報蓄積され、教育改善等へ反映させている。企業アンケートの結果、学生には「主体的実行力」「問題解決力」「協調性」が企業から強く求められていることが判明したため、文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（平成 24～26 年度）においては、コーディネーターが企業と協働でプログラムを開発する協働型インターンシップや県内の中小企業の若手がファシリテーターとして同行するPBL研修を企画実施している。

学外委員 12 人を擁する経営協議会において、教育に関する近況報告を行ったり、また、学外委員が共通教育授業科目「知の広場」の講師として教育に参加し、学生に直接触れ合う機会を設けたりする等の工夫をして、学外委員から教育等の改善のための提言を受けている。

学部・研究科等では、就職担当の部署や教職員を中心に、就職先企業等の採用担当者との面談や企業訪問の機会を利用して卒業（修了）生の活躍状況について情報収集を行っているほか、入試説明会、同窓会、

保護者会、オープンキャンパス等の機会を活用して教育に係る学外関係者の意見聴取を行っている。

卒業（修了）生、学生就職先企業の意見及び要望等を教育研究組織の再編に反映させるため、平成 27 年度の経済学部学科再編、平成 28 年度の人文学部及び理系大学院の再編に関して、それぞれアンケートを実施している。教育学部では、教職大学院設置構想に際し、山口県教育委員会及び県内教員養成大学で構成する山口県教員養成等検討協議会の意見を反映している。平成 26 年度教員研修センターの「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム」に採択されている「ちゃぶ台次世代コーホート」では、現場教員と学生、それに教育実践総合センターを中心とした学部教員が教育学部に開設したちゃぶ台ルームを主会場として、教育に関する諸問題を考え、意見交換をしている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という）は、大学教育機構及び大学教育センターと学部・研究科とが連携して、年度当初にFD・SD研修会実施計画を定め実施している。FD・SD研修会実施計画に沿って、各教員が組織的FD活動に年間1回以上参加することを強く推奨し、大学教育機構が主催する全学FD・SD研修会、学部・学科等のFD活動に大学教育センターから講師が派遣されるアラカルト型研修会、各学部・学科と大学教育センターが共同で行う教育改善研修会が実施されている。

平成26年度の大学教育機構が主催する全学FD・SD研修会及び教育改善研修会では、障害者差別解消法が施行されることへの対応をテーマとしたほか、教職員・学生参画型の「共有ワークショップ2014」（参加者：66人）をOD（Organizational Development）と位置付けて、「共通教育TA・SA研修会」をTAD（Teaching Assistant Development）（参加者：平成26年度184人、平成27年度213人）として、それぞれ実施している。アラカルト型研修会では、知財をめぐる最近の話題と研究者として知っておくべき知識や、就職・採用活動時期の後ろ倒しと就職支援等今日的な課題を取り上げている。学部・研究科では、これらのFD研修会以外に講演会の企画や教員相互の授業見学・公開授業等コース単位のピアレビュー活動を行っている。

これらのFD活動を基に、「大学における授業改善ヒント集」等FD活動のガイドラインとなる「FDハンドブック」を改善するとともに、FD報告書に取りまとめ、次年度FD計画等や教育改善の施策に活用している。

これら全学FD活動の取組は、平成 20 年度の文部科学省教育GP「質の高い大学教育推進プログラム」に採択された教育改善実質化計画を経て、平成 26 年度の文部科学省「大学教育再生加速プログラム（AP）」採択事業として、学生参加型のFD「スチューデント・リーダー・プログラム（SLP）」を開催し、アクティブ・ラーニングの組織的な実施を推進するためのFD活動に発展させている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者である技術職員、教育関係業務を担う職員、教育補助者としてのTAとSAの資質向上に向け、学内外の研修会参加や海外大学への研修派遣に取り組んでいる。

技術職員に対しては、その技術力の向上やニーズの把握を目的とした職員研修の実施や学外の各種研修会等への派遣を行っている。また、平成12年度から毎年度、これらの活動を含め業務報告、技術開発報告、研修会・技術研究会等の出張報告等の内容を「山口大学技術部技術報告集」にまとめて、公表している。

教育関係業務を担う職員に対しては、学務関係事務担当者会議を実施し、学務に関する多岐にわたる情報の共有や諸問題の検討を行うことで職員の資質向上を図るとともに、SD活動として、全学FD研修会や学外の研修会・講演会等への参加を推奨している。

職員の国際化への意識及び能力向上を目的として職員海外派遣SD研修を実施しており、毎年度職員を海外の協定校に派遣し、平成26年度はシドニー工科大学ほか11大学に合計16人を研修派遣している。研修参加者は、帰国後の報告会において、派遣先大学の先進的な取組や業務の実施体制、研修先での見聞に基づいた教育改善策等の提言・発表を行っている。また、県内の大学等で構成する大学コンソーシアムやまぐちとの共同主催で、大学運営に求められる大学職員の企画力向上や意識改革に資するSDセミナーを平成25年度から開催しており、講演や他機関からの参加者を交えたグループワークを実施している。平成26年度は、大学職員の企画力向上をテーマとし、文部科学省「大学教育再生加速プログラム（AP）」における教学マネジメント強化の研修の一環として実施している。

授業や学習の補助を行うTAやSAに対しては、その業務の理解や教育効果を高めることを目的に、大学教育センターが共通教育科目担当のTAやSAを対象に、全学FD研修会の一環として「共通教育TA・SA研修会」を開催している。専門教育科目担当のTAやSAについては、授業担当教員等が監督指導する体制である。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育（共育）について様々な観点から語り合う教職員・学生参画型の「共育ワークショップ」をOD（Organizational Development）と位置付けて実施している。
- 職員の国際化への意識及び能力の向上を目的としたSD活動として、海外大学へ派遣するSD研修を定着させている。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 60,994,209 千円、流動資産 16,043,192 千円であり、資産合計 77,037,401 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 24,116,334 千円、流動負債 12,729,812 千円であり、負債合計 36,846,146 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 3,471,181 千円及び長期借入金 4,912,582 千円の用途は附属病院及び学生寮の整備資金であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入及び寄宿舎料収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 414,197 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間に於ける状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用43,519,971千円、経常収益44,798,395千円、経常利益1,278,424千円、当期総利益は1,300,759千円であり、貸借対照表における利益剰余金16,073,056千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度、予算編成方針に基づいて予算案を作成し、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

さらに、学長裁量経費等の戦略予算については、平成24年度以降、学長のリーダーシップの下、大学改革を促進するため増額している。

また、施設・設備に対する予算配分については、山口大学キャンパスマスタープラン2011に基づき、施設整備事業に加えて、業務達成基準適用事業として整備を進めるための予算編成を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則、監事監査実施細則に基づいて監事監査計画を作成し、会計監査と業務監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の内部監査室が内部監査規則に基づき、毎年度重点項目を検討し監査計画を策定の上、実施している。

また、監事、財務担当理事、会計監査人、内部監査担当者の四者協議会を毎年開催し、財務等の状況に関する情報の共有を行っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員として、学長、理事5人及び監事2人を置き、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議を設けている。経営協議会は学内委員10人及び学外委員12人で構成し、経営に関する重要事項を審議している。教育研究評議会は学長、理事、副学長、学部長等29人で構成し、大学の教育研究に関する重

要事項を審議している。役員会は、これらの会議を踏まえて、運営に関する重要事項を審議し、学長が意思決定を行っている。役員会及び教育研究評議会は原則として月 1 回のペースで、経営協議会は平成 24 年度 7 回、平成 25 年度 9 回、平成 26 年度 6 回開催している。

学長及び理事で構成する大学戦略会議を毎月 3 回開催し、大学運営の重要事項について検討し具体の実行方策について意見交換を行っている。また、基本方針の協議及び情報共有を行うことを目的とし、学長、理事及び副学長を構成員とする内部統制会議を毎月 2 回開催している。さらに、部局長会議を毎月開催し、執行部と各学部等間との連絡、意見調整を行っている。

事務組織体制については、事務組織規則を定め、内部監査室、事務局及び学部の事務組織を置いている。教員総数 1,095 人（教諭等 117 人を含む。）に対して、1,423 人の職員（看護職員及び医療職員 933 人を含む。）を配置し、内部監査室には 4 人の職員を、事務局には学生支援部、学術研究部、情報環境部、企画戦略部、総務部、財務部及び施設環境部を置き 199 人の職員を配置している。学部等には、それぞれの学部等の単位に事務部を置き、規模や機能に応じて、総勢 287 人の職員を配置している。また、9 人の副学長は、学長から命を受けた所掌事項に関して、事務局等を指揮監督するとともに、全学委員会を所管している。

危機管理体制については、危機管理指針、危機管理基本マニュアル、危機管理対策本部規則及び危機管理委員会規則を定めて、災害等の危機の防止、発生時の対応に関し必要な事項を定めている。

研究不正関係等については、学術研究活動における研究者の使命と目標を明確にし、その責務を果たしていくために研究者倫理綱領を制定するとともに、不正行為や不正経理の防止を目的にガイドライン等を定めている。また、公的研究費の管理・監査の実施体制、利益相反・生命倫理の管理体制や安全保障輸出管理体制に係る規則を整備して、研修会の開催や e-learning 教材を活用して、啓発活動を行っている。特に、公的研究費の不正防止計画においては、研修会を年 3 回以上実施し、関係教職員に 2 回以上の出席を義務付けている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教員の意見は、各学部等教授会で把握され、部局長会議、教育研究評議会、経営協議会等の議論を通じて、大学の管理運営に反映している。事務職員の意見については、幹部事務職員協議会及び事務改善推進室会議等を通じて事務組織の検証や業務改善等の提案により、大学の管理運営に反映している。その他様々な機会を捉えて学内外関係者の意見やニーズの把握を行い、それぞれの取組の改善に活用している。また、経営協議会の学外委員からも意見を聴取するとともに、その意見への対応状況をウェブサイトで公開している。

教職員のニーズを反映した取組としては、功績賞やグッドアイデア賞等の教職員の業務改善の提案制度がある。この制度では、教育のみならず業務一般の改善を目的とする提案を教職員自らが学長に行い、特に優れた提案について学長が表彰し、その功績を顕彰するとともに、業務改善に活かしている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法に基づき2人の監事（常勤1人、非常勤1人）を置き、監事監査規則及び監事監査実施細則を定め、監事監査を補助するための事務組織として監事支援室を設けている。監事監査は、業務及び会計を対象とし、定期及び必要に応じて臨時の監査を実施している。定期監査は毎年度監査計画を作成して、書面及び実地監査、学長、理事及び副学長、学部長等の各組織の長及び職員との面談、又は帳簿、証拠書類、現品等の実査、照合、立ち会い等を行っている。監事はそのほかの日常的な業務として、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議等の重要な会議に出席し、また、重要な文書の回付や月次決算の報告を受け、必要に応じて指導・助言を行っている。また、定期的に会計監査人から会計監査の経過報告を受け、意見を聴取し、問題点等を把握している。

なお、平成26年度の監事監査計画の重点事項は、大学と各部局の特色の把握とそれらを将来像へ活かす戦略、教職員の人事評価と人事マネジメント及び学内の点検評価システムの駆動状況、第2期中期計画の達成状況、平成26年度年度計画の進捗及び達成状況の4項目を掲げている。

期末監査終了後、監事は、年間の監査結果に基づき監査報告書及び業務監査報告書を学長に提出し、指摘事項を挙げて改善を求めている。また、監査内容を学内の主要な会議で報告し、ウェブサイトを通じて、監査報告書を学内外に公表している。平成25年度の業務監査報告書では、「所定の成果が得られたものと評価できる事項」と「検討や一層の努力を望む事項」に区分して指摘しており、毎年度の指摘事項に対する改善・進捗状況を明確にしている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営に関わる職員の資質の向上について、人事異動によるキャリアアップと研修によるスキルアップを組み合わせ、組織的に推進している。

「山口大学事務職員の人事の基本的方針」（平成20年3月28日役員会承認）では、次の3つの柱を掲げている。

- 1) 優秀な人材の確保
- 2) 多様な人材育成の推進
- 3) 評価に基づく適正な人事管理

これを踏まえて、人事労務担当副学長が、「事務職員等の業務及び人事の改善について（平成23年12月15日役員会承認）」の中で、業務改善、人材育成の必要性とその取組に関する考え方を提示し、その後、「事務職員の人事異動等に関する方針（平成25年5月27日）」を策定し、人事の活性を図っている。また、研修については、「山口大学事務職員人材育成プログラム（新たな研修体系）の構築について（平成21年3月10日）」を取りまとめ、目標を明確にした研修体系を階層別研修と専門研修の2つに大別し、これらの基本方針等の下、職員のキャリアアップとスキルアップを推進している。

人事異動等に関する方針に沿って、適材適所を人事異動の原則とし、新規採用職員から若手職員及び中堅・ベテラン職員の知識と経験に配慮するとともに、他機関でのキャリアアップの奨励を行い、全学的な視野に立った人事異動を行っている。

階層別研修として、新規採用職員、中堅、主任、係長、副課長級及び部課長級の階層別研修を実施している。また、専門研修として情報処理、英会話、簿記、技術職員、学務関係実務者及び会計関係実務者の研修をそれぞれ実施している。これらの研修以外に、山口県内にある大学等と連携した山口大学SDセミ

ナー、初任者の育成を支援するメンターに対する事務系職員メンター研修、ハラスメントのない快適なキャンパス環境を実現するハラスメント防止研修会、人事評価制度評価者研修、研究費の適正使用等に関する研修会、保有個人情報保護に関する研修会等、社会からのニーズや職員個々のスキルアップを支援する研修を実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

平成 23 年 4 月に教育研究評議会で決定した「山口大学における全学的自己点検評価活動に関する基本的考え方」に則って、評価委員会がその基本方針を定めている。具体的計画としてのアクションプログラムを、また、自己点検全般の進捗管理として毎年度自己点検・評価スケジュールを立てている。

その実施体制は、大学評価担当副学長を委員長とする評価委員会が基本方針等の重要事項を審議し、企画や実施は大学評価室が行っている。また、大学評価室には、室運営や施策の実施について審議する大学評価運営会議を置くとともに、広く他の関係部署から評価企画員を召集し、具体的施策の企画・立案等を行っている。

自己点検の実施方法は次のとおりである。教員の総合的な活動情報を把握する「教員活動の自己点検評価システム」及びその情報を組織的にかつ統計的にデータ分析する「組織活動情報集約システム」と、教員組織や教育課程を点検する「組織活動の自己点検評価システム」の 3 つのウェブシステムによる点検評価と、それらの情報分析に基づき現状と課題を集約する「山口大学活動白書」により自己点検・評価を実施している。詳細には、組織活動情報集約システムにおいて、教員の活動に係る各種指標を組織的かつ統計的にデータ処理し、さらに組織活動の自己点検評価システムにおいて、これらの情報を踏まえた教員組織の現状分析を行い、認証評価の評価観点を根拠基準として教育課程の現状について自己評価している。

これら一連の自己点検・評価活動は、ウェブサイト「自己点検評価ポータルサイト」に集約し、学内主要会議で報告している。また、自己点検の結果や認証評価等第三者評価の結果を分析して、現状と課題について情報共有するための大学情報分析レポートが定期的に作成されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

外部者による評価としては、機関別認証評価、専門職大学院認証評価、法人評価、独自の外部評価等を受けている。

機関別認証評価については、平成 21 年度に大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を受け、大学評価基準を満たしていると評価を受けている。専門職大学院認証評価については、平成 26 年度に技術経営研究科が大学基準協会による評価を受け、基準に適合しているとの評価を受けている。また、国際戦略の観点から A B E S T 2 1 による評価を受け、基準に適合しているとの評価を受けている。

国立大学法人評価委員会による法人評価においては、第 1 期中期目標期間（平成 16～21 年度）の各年度の業務実績報告書及び終了時の達成状況報告書等を同委員会に提出し、評価を受けている。また、第 2 期中期目標期間（平成 22～27 年度）においても、各年度の業務実績報告書を提出している。

独自の外部評価として、平成 25 年度には、学外有識者 5 人を委員とする外部評価委員会により、自己点

検評価の仕組みについて外部評価を受けている。また、部局においても、工学部機械工学科、同社会建設工学科及び理学部地球圏システム科学科において J A B E E（日本技術者教育認定機構）認定に伴う外部評価を実施し、認定されている。医学部附属病院の医療機能評価や、メディア基盤センター I S M S 認証等でも、それぞれ認定を受けている。教育学部附属学校園では、自己評価及び学校関係者評価からなる学校評価を実施し、学校運営に活用している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-3③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検活動のプロセスの中で作成される「山口大学活動白書」は、山口大学の現状と課題を集約したレポートとしてフィードバックされ、施策の監査や改善のための資料として活用されている。

中期目標・中期計画に係る事業年度ごとの業務の実績及び第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する国立大学法人評価の評価結果は、大学全体で情報共有され、次年度及び次期計画の策定に反映させている。

平成21年度における機関別認証評価で指摘された事項は、「教員配置状況が教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っている」「大学院課程の一部の研究科及び専門職学位課程においては、入学定員超過率が高い」「老朽化及び狭隘化した図書館の施設・設備について、適切な改善計画の下、改修・整備の推進が必要である」であるが、それぞれの事項への取組対応について改善事項へのアクションを作成し、改善を図っている。改善状況について、平成24年度に当該大学の評価委員会におけるフォローアップ評価を実施し、「適切に改善されている」及び「改善されているが、十分ではない」との自己評価結果を示している。

同じく平成21年度に大学基準協会にて受けている技術経営研究科の専門職大学院認証評価についても、改善事項へのアクションを作成し、平成25年度に同協会に改善報告書を提出してフォローアップ評価を受けている。

平成25年度に、自己点検・評価の仕組みについて実施した独自の外部評価については、評価結果を学内の会議に報告するとともに、改善に向けた基本方針を策定し、それを踏まえ、活動白書作成要領を見直し「山口大学活動白書（平成26年度版）」に反映している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的や各学部・研究科等の目的等については、学則、大学院学則、学部規則及び研究科規則に定め、規則集に掲載しているほか、大学の理念・目標を大学憲章、「明日の山口大学ビジョン」、中期目標等の中で、また、教育課程の目的は大学案内、大学要覧、学生便覧等の刊行物でそれぞれ公表している。また、ウェブサイトを通して、公開している。大学の目的や学部・研究科等の目的は、ウェブサイト上の上位階層に配置され、容易にアクセスできるようになっている。

教職員に対しては、ウェブサイトや教員会議や初任者の研修会等の各種会議・研修会の機会を通じて周知を図っている。平成 25 年度には、大学憲章を記載したポケットサイズの小冊子「Pocket Information」を作成し、すべての教職員に配布している。なお、周知状況については、平成 26 年度「大学の目的等の周知状況に関するアンケート」では、回答者の約 90%が「大学の理念及び目的や学部・研究科の目的が学則・規則等で定められていることを知っている」と回答している。

学生に対しては、学部・研究科等で行われる各種オリエンテーションや説明会等の機会を通じて周知を図っているほか、大学理念の標語「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を建物を利用して屋外に掲示するなどして、周知の工夫を行っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、学部及び研究科ごとに定め、他の教育情報と併せてウェブサイトあるいは大学ポータル等を通じて公表、周知を図っている。

受験生等に対しては、ウェブサイトの上位階層に専用のウェブサイト「受験生の皆様」を設け、各学部の入学者受入方針を整理しているほか、大学案内や入学者選抜要項にも記載して配布するとともに、オープンキャンパスや入試説明会等の機会を通して周知を図っている。大学院課程においてもウェブサイトや学生募集要項に記載して周知を図っている。

在学生に対しては、学位授与方針に係る教養教育の目標を掲載した「共通教育履修案内」を履修ガイド等などで 1 年次生に配布しているほか、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を大学教育センターや各部局のウェブサイトにおいて公表、周知している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等の全般的な情報については、大学要覧、大学案内及びYU-Information等の刊行物やウェブサイトにおいて公表している。

特に、学校教育法施行規則第172条の2に規定されている事項、国立大学法人法に公表が規定されている事項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に公表が規定されている事項並びに自己点検・評価の結果及び財務諸表等の重要な情報については、大学ウェブサイトの「法定公開情報等」に集約して公表している。また、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、教員の養成の状況をウェブサイトで公表している。

外国語による情報発信の取組については、英語版ウェブサイトにより大学の基本情報を公表しているほか、留学生センターでは留学生向けに日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語で情報を発信している。

また、ウェブサイトの「お知らせ」や「トピックス」を使って随時情報発信を行うとともに、学長記者会見を定例的に開催し、学部学科の再編等や顕著な教育研究の成果等について、公表している。

このほか、教員の教育研究活動の情報を検索するためのシステムとして、企業・研究機関等向けの「研究者総覧」、受験生向けの「教員紹介（人・知・技）」を公開している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) **大学名** 山口大学
 (2) **所在地** 山口県山口市（吉田キャンパス）
 山口県宇部市（小串、常盤キャンパス）
 (3) **学部等の構成**

学部：人文学部，教育学部，経済学部，理学部，医学部，工学部，農学部，共同獣医学部，国際総合科学部

研究科：人文科学研究科，教育学研究科，経済学研究科，医学系研究科，理工学研究科，農学研究科，東アジア研究科，技術経営研究科，連合獣医学研究科

関連施設：大学教育機構（大学教育センター，アドミッションセンター，学生支援センター，保健管理センター，留学生センター），大学研究推進機構（産学公連携センター，知的財産センター，総合科学実験センター，研究推進戦略部，先進科学・イノベーション研究センター），大学情報機構（図書館，メディア基盤センター，埋蔵文化財資料館），時間学研究所，大学評価室，地域未来創生センター

(4) **学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）**

学生数：学部 8,727人，大学院 1,587人

教員数：911人，助手数：7人

2 特徴

本学は、3つのキャンパスからなり、本州西端の山口県の県庁所在地である山口市（人口約19万人）の吉田キャンパスと瀬戸内海沿岸地域で有数の工業地帯である宇部市（人口約17万人）の小串キャンパス及び常盤キャンパスに9学部9研究科を設置している。2015（平成27）年に本学の前身「山口講堂」の創設（1815（文化12）年）から200周年の節目を迎え、歴史と伝統を有する由緒ある地域の基幹総合大学として、さらなる教育・研究の発展・充実を目指しつつ、地域に根ざした社会連携を進め、アジア・太平洋圏において独自の特徴を持つ大学へと進化を続けている。

このような地理的条件と歴史的背景の下に、明治維新発祥の地に根付く「挑戦と変革の精神」を受け継ぎ、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」の創造、共同・共育・共有精神の涵養及び公正・平等・友愛の尊重を基本理念として、地域社会や国際社会に貢献する人間力とチャレンジ精神を持つ人材を育成・輩出している。

学士課程では、幅広いリベラルアーツと世界に目を向けた協調と融和の人間力及び自主独立の精神を涵養する教育を行っている。平成25年度から全学部の1年

生に共通教育（教養教育）科目30単位を必修とするカリキュラムを実施しており、全国の大学に先駆けて知的財産教育科目を必修化している。平成27年度には、9つ目の学部として、国際的な視野での問題解決能力を持ち、国内外の様々な分野で活躍する人材を育成する国際総合科学部を設置している。また、大学院課程では、研究活動を通して、学士課程で涵養された精神と見識をより深化させ、それぞれの領域において国際社会や地域社会に広く貢献する人材を育成する教育を行っている。

本学の特徴的な教育研究活動としては、人文学部・人文科学研究科の異文化交流・研究、東アジア研究や山口県の歴史と文化を学問的に解明する「やまぐち学」の実施、教育学部・教育学研究科の「ちゃぶ台方式」による教育現場、大学教員及び学生の協働型教職研修の実施、経済学部のTOEICを活用した英語教育や公認会計士・税理士の育成を目的とした教育の実施、理学部の電波望遠鏡を用いた宇宙電波観測や生物共生と機能獲得に関する研究の実施、医学部・医学系研究科の国際性のある研究マインドを持った医師・研究者の育成を目的とした取組の実施、工学部・理工学研究科の東南アジア・東アジアで活躍する技術系グローバル人材の育成を目的とした取組の実施、農学部・農学研究科の産学公が連携した新しい農産物の栽培技術の開発や中高温機能性微生物を利用した世界水準の教育研究の実施、共同獣医学部・連合獣医学研究科の大学間の密接な連携による国際水準の獣医学に関する教育研究の実施などが挙げられる。なお、技術経営研究科は、西日本唯一の技術経営（MOT）分野の専門職大学院であり、西日本地域の技術経営者の養成に重要な役割を果たすとともに、東アジア・東南アジアにおける技術経営者の養成にも貢献している。特に、東アジア研究科は、東アジアに関する人文科学、教育学、経済学等の幅広い人文社会科学の教育研究分野で構成しており、本学の地理的環境、研究の蓄積及び国際交流の経験に基づいて、東アジアを深く理解し敬愛する指導的高度専門職業人を養成することを目的とした国内でも数少ない研究科である。

さらに、時間学研究所は、多くの学問分野の連携により時間に関する研究を総合的に行い、その成果を社会に還元することを目的として設置され、文理融合による新たな学際分野を研究する世界的にも類を見ない研究所である。

これらの特徴的な教育研究活動を、教育、学生、留学生交流等を総合的に支援する大学教育機構、研究基盤・研究環境の整備、研究支援等を行う大学研究推進機構、大学情報及び情報基盤を総合的に整備する大学情報機構等の全学教育研究施設をはじめ、地域未来創生センター、各学部の附属教育研究施設等が支えている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 本学の基本理念・目的

学則において、本学の理念及び目的を次のように定めている。

【本学の理念及び目的】

本学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に、地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を実践し、地域に生き、世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする。

大学院学則において、大学院の目的を次のように定めている。

【大学院の目的】

本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

また、「山口大学憲章」を掲げ、学生と教職員が一体となって、理念の共有と目標の実現を目指している。「山口大学憲章」において、基本理念及び教育・研究の目標を次のように定めている。

【基本理念】

(1) 「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」の創造

私たち山口大学は、21世紀の多様な課題を「発見し・はぐくみ・かたちにする」、豊かな「知の広場」を創り出します。

私たち山口大学は、この「知の広場」において、自らの役割と実績とを不断に評価しつつ英知の創造をめざします。

(2) 共同・共育・共有精神の涵養

私たち山口大学は、共に力を合わせ、共に育み合い、共に喜びを分かち合います。この共同・共育・共有の精神を“山大スピリット”として涵養します。

(3) 公正・平等・友愛の尊重

私たち山口大学は、“山大スピリット”による他者への配慮と自らを律する倫理観のもとに、あらゆる偏見と差別を排し、公正と平等と友愛の精神を尊重します。

【教育の目標】

(1) 専門性と社会性の育成

私たち山口大学は、地域の基幹総合大学として、各学部・研究科の特性を活かし、個性あふれる専門性と社会性に富んだ人材を育みます。

(2) 自己啓発・自己研鑽・自己管理の徹底

私たち山口大学は、自己啓発・自己研鑽に努め、自己管理能力を身につけた人材を育みます。

(3) 知識社会に因應する能力の醸成

私たち山口大学は、地域社会および国際社会の発展と平和の実現に貢献するために、21世紀の知識社会における課題探求と問題解決の能力を持った人材を育みます。

【研究の目標】

(1) 先進的な研究を社会に還元

私たち山口大学は、基礎的・学術的研究および社会が直面する課題の克服と解決に役立つ研究を重視し、総合大学の特性を活かし、先進的かつ長期的な視野に立った研究を進め、その成果を社会に還元します。

(2) 学際的な研究体制の構築

私たち山口大学は、人文科学、社会科学、自然科学、生命科学などの学問分野の独自性を尊重しながら、これら諸分野の連携を通して、21世紀の時代にふさわしい学際的な研究体制を構築します。

(3) 研究活動の透明性と説明責任の遵守

私たち山口大学は、研究者相互の交流を基盤に、山口大学を主体とする共同研究体制を構築します。その研究過程と研究成果は広く社会に発信し、説明責任を果たします。

2 学士課程の目的

上記本学の理念及び目的の下、各学部規則に次のように定めている。

(人文学部)

本学部は、人間及び社会の営み並びに文化の本質を理解することにより、豊かな人間性を持ち、自らの課題を発見・探求し、それを的確に表現できる人材を育成することを目的とする。

(教育学部)

本学部は、理論と実践の融合による人間育成という教育理念のもと、幅広い教養及び教育に関わる諸課題に対する教育研究を通して、教育に関する専門的理論と実践的指導力を兼ね備えた教員を養成することを目的とする。

(経済学部)

本学部は、自ら問いを見だし、解決の方策を探求する能力及び意欲を持ち、世界及び社会に貢献し得る実践的経済人を育成することを目的とする。

(理学部)

本学部は、自然科学諸分野の教育研究を通して、幅広い教養及び自然科学分野の専門知識を修得し、論理的思考力及び柔軟な発想力を持ち、広い視点をもって、社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(医学部)

本学部は、医学・医療の専門的知識及び技術の教授並びに豊かな人間性を涵養する教育を行い、人類の健康の増進に資する研究を推進し、社会・時代のニーズに応える高度な知識及び技量を「発見し」、「はぐくみ」、「かたちにする」人材を育成することを目的とする。

(工学部)

本学部は、学際的な教養並びに地球環境及び生産物に対する倫理観を持つ人材を育て、国際的に通用する技術者として社会に送り出すことを目的とする。

(農学部)

本学部は、人類の生存を支える安全な食料の効率的生産、生態環境の保全及び生物資源の機能開発のための高度な教育を行い、先端的研究を通じて、地域及び社会の発展に寄与するとともに、国際的に活躍できる人材を育成することを目的とする。

(共同獣医学部)

本学部は、国際水準の獣医学教育を体系的に創出・実践するとともに、深い知識と高度な技術を備えた専門性の高い獣医師を養成することを目的とする。

(国際総合科学部)

本学部は、現代及び近未来社会が直面する複合的で解決困難な科学技術が関与した諸問題に対し、科学技術及び国際社会に関する複眼的・総合的な理解・洞察に基づき、主体的・能動的に働きかけ、課題を適切に設定し、他者と協力して粘り強く探求し、解決策を提示できる人材を養成することを目的とする。

3 大学院課程の目的

上記本学の理念及び目的の下、各研究科規則に次のように定めている。

(人文科学研究科)

人文科学研究科は、人文科学全域及び専攻分野の研究を深化させ、高度専門職業を担うにふさわしい学識の涵養を目的とする。

(教育学研究科)

研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 学校及び地域における教育課題に応じて、高い資質を有する学校教員及び地域社会の教育文化に貢献できる人材を育成する。
- (2) 学校及び地域社会の研究拠点として、関連諸科学と連携した統合的な教育文化の発展に貢献する。
- (3) 学術・教育・文化の交流拠点として、教育資源を広く地域に向けて開放し、地域社会の発展に寄与する。

(経済学研究科)

経済学研究科は、経済、経営、法律、観光等の社会科学の分野における高水準の教育研究を行うとともに、当該分野の高度専門職業人を養成することを目的とする。

(医学系研究科)

本研究科は、医学・生命科学領域において、時代にあった社会のニーズに対応するため、専門的な知識・技術並びに豊かな人間性及び高度な倫理観を培うとともに、学際的連携を通して健康の増進及び医学・生命科学の発展に世界的に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(理工学研究科)

本研究科は、理学及び工学の専攻分野における高度な教育研究を行い、当該分野の高度専門職業人を養成することを目的とする。

(農学研究科)

農学研究科は、総合的な基礎力に基づいた高度な専門知識と能力を備えた、豊かな人間性を持つ研究者、技術者を養成することを目的とするとともに、生物機能の開発・応用に関する技術を発展させつつ、各種資源と自然環境の保全・再生との調和を図り、豊かな社会の形成に貢献することを目的とする。

(東アジア研究科)

研究科は、東アジアを深く理解し敬愛する指導的・高度専門職業人を養成することを目的とする。

(技術経営研究科〔専門職大学院課程〕)

本研究科は、科学技術及び企業経営の普遍的原理並びに最新の知識を統合し、イノベーションを持続的に創出するためのマネジメントの研究を行い、もって総合的・学際的な知識・教養・倫理観に立脚し、自身の課題並びに地域及び地球規模での資源の最適利用を考え、判断する能力を持つ人材を養成することを目的とする。

(連合獣医学研究科)

研究科は、獣医学に関する高度の専門的能力と豊かな学識を備え、かつ、柔軟な思考力と広い視野を持って、社会の多様な方面で活躍できる高級技術者及び独創的な研究をなし得る研究者を養成することにより、学術の進歩及び社会の発展に寄与することを目的とする。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_yamaguchi-u_d201603.pdf